



みなさんと身近につながっています



法務省

MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN

2024

令和6年版

# 法がまもるしあわせ

私たちが社会生活を営んでいくためには、ルールが必要です。

親子・きょうだいなどの親族関係の整理・登録や、  
家に安心して住むことができること、頼んだ材料が手に入られることなどが、  
きちんとルール付けされていなければなりません。

また、他人を傷つけたり、物を盗むような行為をした人が  
きちんと処罰されることも、この社会を保つために欠かせない仕組みです。

法務省は、このような社会における基本的なルールを定めるとともに  
そのルールがきちんと守られるような司法の基本的な仕組みや、  
刑罰を受けた人の社会復帰を支援するための制度、  
登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっています。

また、出入国が適切に行われるようにすること、  
人権が尊重されるよう努めたりすること、

さらに、社会の安全を守るために必要な調査等を行うことなども、  
法務省の大事な仕事です。



# ◆ CONTENTS ◆

## 1 法務省のあらまし

機構、沿革、定員と予算	3
-------------	---

## 2 特集

再犯防止の推進	5
性犯罪に関する刑法の改正等	7
所有者不明土地対策の推進	9
外国人との共生社会の実現に向けた施策の推進／ 送還忌避・長期収容問題を解決するための入管法改正	11
司法外交の推進	13

## 3 各部局等業務紹介

大臣官房	15
国際課	17
施設課	19
司法法制部	21
民事局	23
刑事局	25
矯正局	27
保護局	29
人権擁護局	31
訟務局	33
出入国在留管理庁	35
公安調査庁	37
公安審査委員会	38
法務総合研究所	39

## 4 資格・採用

資格試験	41
採用試験	42

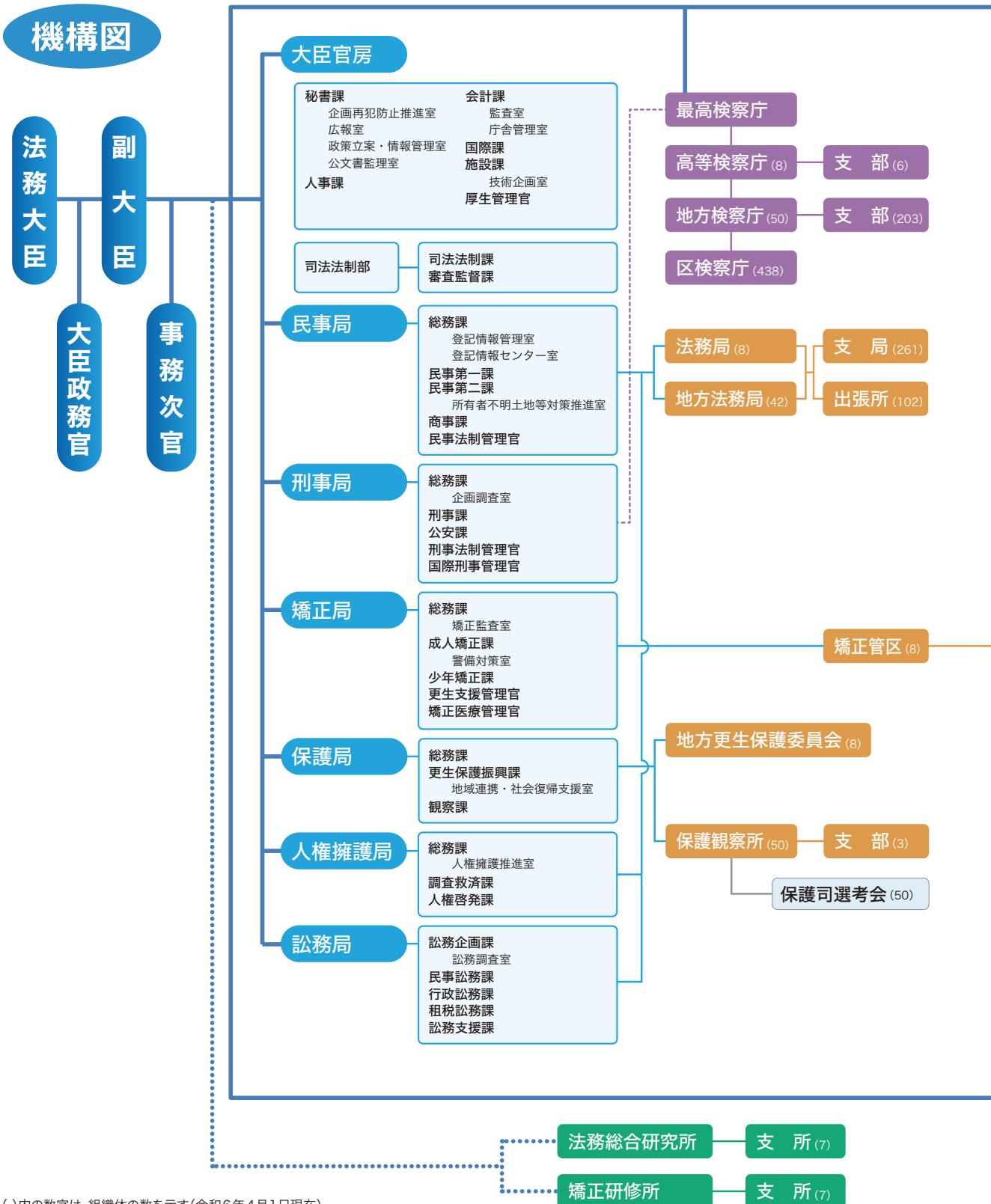
## 5 法務省をもっと身近に！

法務省赤れんが棟の歴史	43
主な記念日、週間・月間行事	45
きつずる一む	47

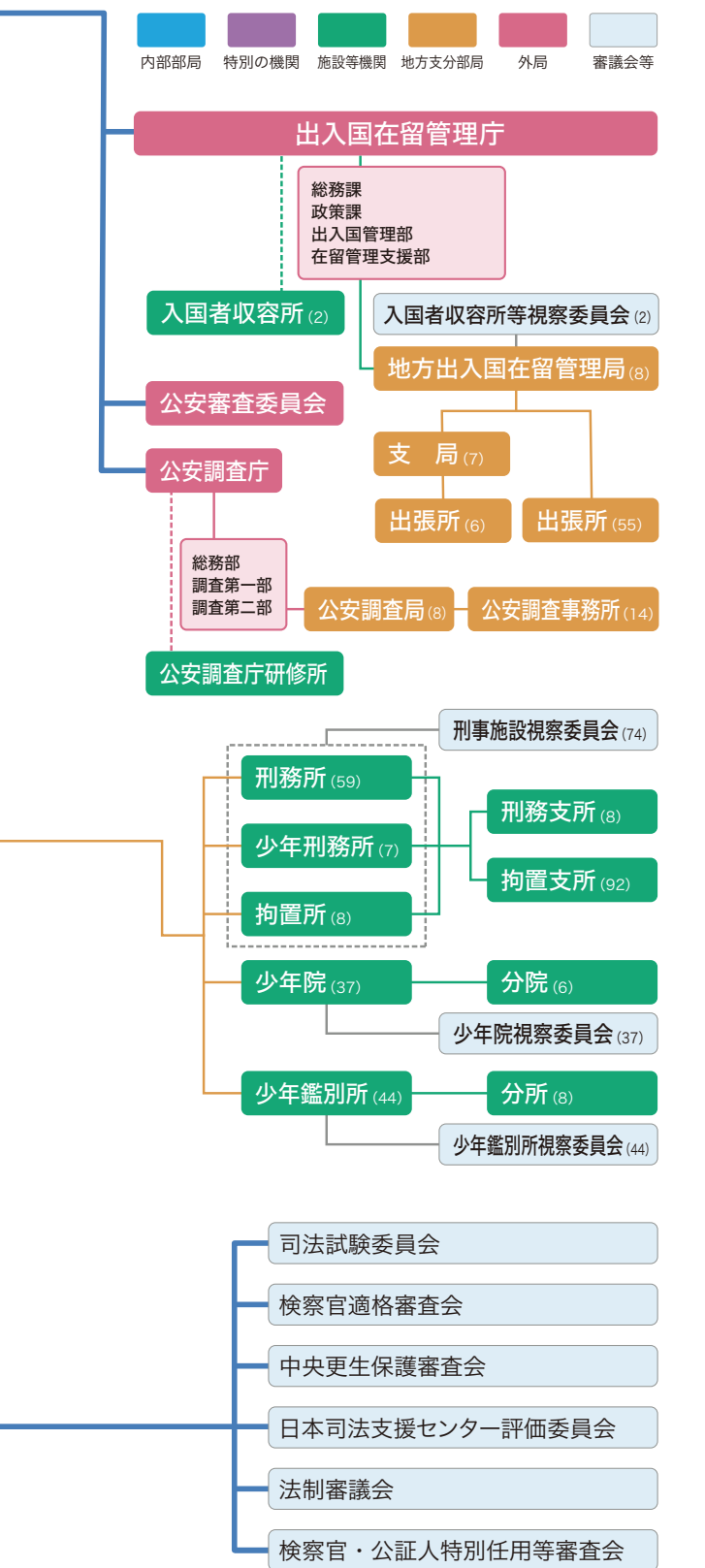
# 法務省のあらまし

## 機構、沿革、定員と予算

### 機構図



( )内の数字は、組織体の数を示す(令和6年4月1日現在)



### 沿革

- 明治 4年 ● 司法省設置
- 昭和22年 ● 司法省から分離され、最高裁の所管に移管
- 昭和23年 ● 法務庁設置(司法省廃止)
- 昭和24年 ● 法務府に改称(3長官、11局制)
- 昭和27年 ● 法務省に改称(大臣官房、7局制)
- 平成13年 ● 中央省庁組織改編(大臣官房、6局制)
- 平成27年 ● 訟務局の新設(大臣官房、7局制)
- 平成31年 ● 出入国在留管理庁の新設(大臣官房、6局制)

### 定員 (令和6年度)

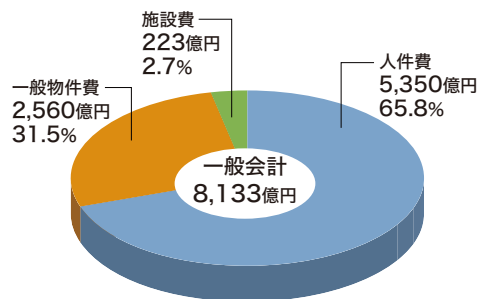
機関名	定員
法務本省	860人
法務総合研究所	84人
法務局	9,081人
検察庁	11,862人
矯正官署	23,653人
更生保護官署	1,841人
出入国在留管理庁	6,358人
公安審査委員会	4人
公安調査庁	1,799人
<b>計</b>	<b>55,542人</b>

(注)法務本省には、特別職を含む。

### 予算 (令和6年度)

令和6年度における法務省の予算額は、一般会計が8,133億円で、東日本大震災復興特別会計が、5千万円です。

一般会計のうち約65.8%が人件費です。



# 特集 1 再犯防止の推進



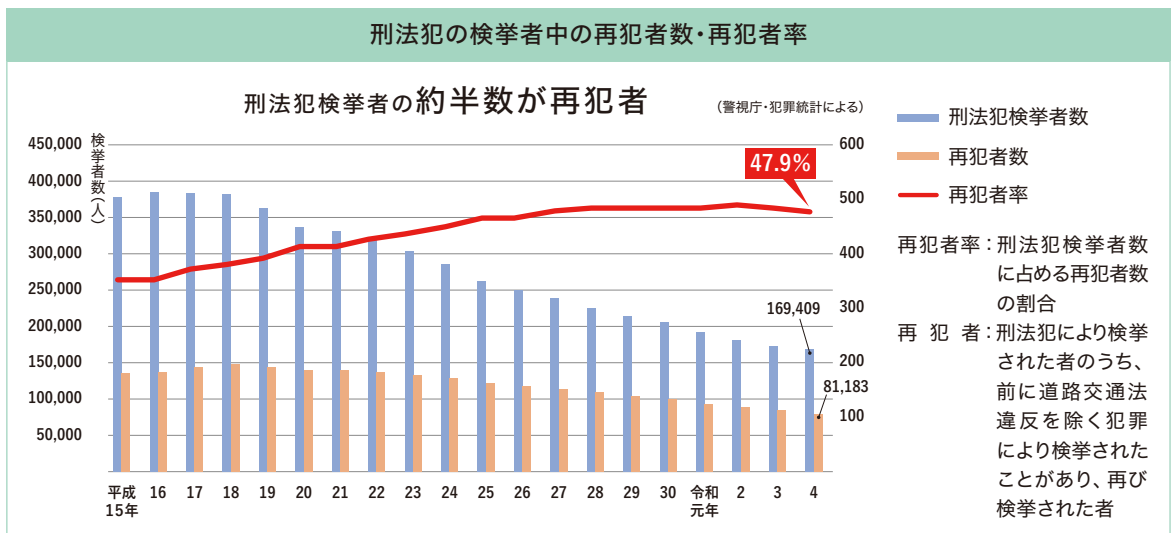
## 犯罪が繰り返されない、 新たな被害者を生まない社会の実現に向けて

法務省では、再犯の防止等に関する施策を推進することにより、犯罪による被害を受けることを防止し、また、犯罪をした人や非行のある少年が、再び犯罪をすることなく、円滑に社会復帰できるようにすることで、国民のみなさまが、安全で安心に暮らせる社会の実現を目指しています。



## なぜ再犯防止が必要か

刑法犯検挙人員に占める初犯者数・再犯者数は減少していますが、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は約半数近くで推移しており、令和4年には47.9パーセントでした。つまり、犯罪をした人のおよそ2人に1人は再犯者であり、犯罪を減らすためには、再犯者に対する取組を行うことが非常に有効であるといえます。



## 再び犯罪・非行を行わないために

犯罪をした人や非行のある少年が、再び犯罪・非行を行わないようにするためには、刑事司法関係機関において、指導・教育を行うことが必要です。しかし、繰り返し犯罪や非行を行う人の中には、仕事や住居、修学状況、高齢、障害などの面で生きづらさを抱えている人もおり、これらの要素も影響して、結果として、再び犯罪や非行を行ってしまう場合もあります。

そのため、再犯を防ぐためには、刑事司法関係機関による指導・教育に加えて、再び犯罪や非行を行わないための様々な支援をすることが必要となります。また、支援の実施にあたっては、刑事司法関係機関のみならず、刑事司法手続を離れた後も見据え、地方公共団体、再犯防止に関する活動を行う民間団体その他の関係者が一丸となって「息の長い支援」を行っていくことが重要です。





## 再犯防止推進法と再犯防止推進計画

再犯の防止等に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めた「再犯防止推進法」が平成28年12月に成立・施行されました。また、同法に基づき、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年12月には、「再犯防止推進計画」（第一次推進計画）が閣議決定されました。第一次推進計画の計画期間が令和4年度末で終了することを受けて、令和5年3月に、「第二次再犯防止推進計画」（第二次推進計画）が閣議決定されました。第二次推進計画においては、以下の3つの基本的な方向性及び7つの重要事項が掲げられ、これらに基づいて具体的に取るべき施策が示されています。

### 基本方針

- ① 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた支援の実現
- ② 支援の実効性を高めるための相談拠点及び支援ネットワークの構築
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者の連携を強固とすること

### 重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した就学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

※第一次推進計画では、⑥を「地方公共団体との連携強化」と掲げていましたが、犯罪や非行を行った人が、社会の一員として地域社会に立ち戻っていくことの重要性を踏まえ、第二次推進計画では、新たに「地域による包摂の推進」を重点課題の一つに位置づけました。

再犯防止推進法に基づき、政府が講じた再犯防止に関する施策については、毎年、再犯防止推進白書において報告を行っています。

犯罪や非行を行った人の立ち直りには、国・地方公共団体だけではなく、地域で生活をするみなさまのご協力も必要不可欠です。

今後とも、再犯防止施策へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



### 再犯防止 推進法

についてはこちらを  
ご覧ください。



### 再犯防止 推進計画

についてはこちらを  
ご覧ください。



### 再犯防止 推進白書

についてはこちらを  
ご覧ください。



# 特集 2 性犯罪に関する刑法の改正等

性犯罪は、被害者の尊厳を傷つけ、その心身に長年にわたって重大な苦痛を与える悪質な犯罪です。このような犯罪により適切に対処できるようにするため、令和5年に、刑法及び刑事訴訟法が改正されるとともに、性的姿態撮影等処罰法という新しい法律が制定されました。



## 「強制性交等罪」から「不同意性交等罪」へ

### 強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

性的行為は、個人の自由な意思決定に基づいて行われるべきものです。そして、性犯罪とは、そのような意思決定をすることが難しい状態で行われてしまう性的な行為です。

今回の法改正では、この点をより分かりやすく表すため、「同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態」で性的行為がなされた場合に、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰するという規定に改められました。

また、そのような状態になる原因として考えられるものとして、「暴行」や「脅迫」のほかにも、「障害」、「アルコール」、「立場による影響力」など様々なものが具体例として挙げられました。



## 若年者を性被害から守るために

今回の法改正では、若年者の未熟さにつけ込んだ性犯罪を抑止するための規定の整備も行われました。その一つが、いわゆる性交同意年齢の引上げです。

改正前の刑法では、13歳未満の人に対して性的行為が行われた場合、「暴行」や「脅迫」などがなく、その人が同意しているように見える場合であっても、一律に、強制性交等罪や強制わいせつ罪によって処罰することとされていましたが、今回の法改正では、この年齢が「16歳未満」に引き上げられました。なお、13歳以上16歳未満の人に対して性的行為が行われた場合、この規定によって処罰されるのは、その行為をした人が5歳以上年長のときですが、年齢差が4歳以下の場合であっても、前記のような「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」の要件を満たす場合には、それらの罪で処罰されることとなります。



## わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます(※)。

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

また、若年者が性被害に遭わないようにするため、16歳未満の人に対して、わいせつ目的で不当な手段を用いて面会を要求したり、自分の性的な画像を撮影して送信することを要求したりする行為などを処罰する規定が新たに設けられました。



## 新しい法律で盗撮などを処罰

### 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です

次の行為をすると、「**撮影罪**」・「**提供罪**」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子ども(※)の性的な部位・下着などを撮影する
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

近時、スマートフォン等を用いた下着等の盗撮事案などが多数発生しており、その被害は深刻なものとなっています。

今回新たに制定された性的姿勢撮影等処罰法では、こうした行為に厳正に対処できるようにするため、正当な理由なく、人の性的な部位や下着をひそかに撮影する行為や16歳未満の子どもの性的な部位や下着を撮影する行為などを処罰する規定が設けられました。

今回の法改正では、例えば、性犯罪についての公訴時効期間の延長など、ほかにも様々な改正が行われています。

### 法改正の 詳しい内容

についてはこちらを  
ご覧ください。



小学生・中高生・大学生向けの  
3種類のリーフレットも  
掲載しています。



(中高生向けリーフレット)

# 特集 3 所有者不明土地対策の推進



## 「所有者不明土地」とは？

相続登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態になっている土地を「所有者不明土地」といいます。

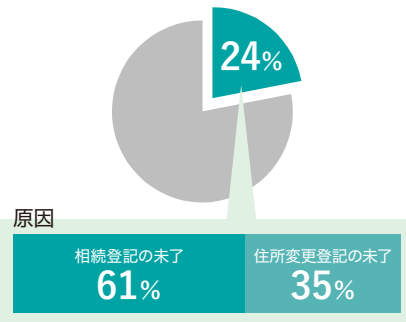
- ①不動産登記簿を確認しても、所有者が直ちに判明しない土地
- ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

全国で2割以上の土地（九州本島の面積に匹敵）が所有者不明土地といわれ、今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、ますます深刻化する恐れがあり、大きな社会問題となっています。



不動産登記推進イメージ  
キャラクター「トウキツネ」

所有者不明土地の割合（R4国交省調査）



## 所有者不明土地が 引き起こす問題とは？



土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となるため、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用を阻害したり、土地が適切に管理されず放置され、隣接する土地に悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じています。人口減少・高齢化が進む中、その対策は喫緊の課題です。



## 所有者不明土地対策について

### ○相続登記の申請の義務化（令和6年4月1日スタート）

不動産登記法の改正により、これまで任意とされていた相続登記の申請が義務化されます。

#### 相続登記の申請義務の内容

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割（相続人間の話し合い）で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、遺産分割の内容に応じた登記をする必要があります。

令和6年4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについては、令和9年3月31日までに相続登記をしていただく必要があります。

#### 相続人申告登記について（令和6年4月1日からスタート）

相続登記の義務を履行するための簡易な方法として新設された「相続人申告登記」という制度もスタートします。

この制度では、相続について相続人間で争いがあったり相続登記を行うことが難しい場合でも、相続人が単独で簡易に申出を行うことができます。

なお、遺産分割がされた後にこれに基づく登記をする義務を相続人申告登記によって履行することはできないことや、不動産についての権利関係を公示するものではなく、効果が限定的であることに留意が必要です。



○所有不動産記録証明制度の創設(令和8年2月2日スタート)

登記官において、特定の被相続人(亡くなった親など)が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度が新たに設けられました。

○住所等の変更登記の申請を義務化(令和8年4月1日スタート)

これまで任意とされていた住所等の変更登記の申請も義務化されます。  
 転居等により住所等の変更があった日から2年以内に登記をする必要があります。  
 また、住所等の変更登記の申請の義務化に併せて、以下の方策も導入されます。



自然人の住所情報は、住民基本台帳で把握しているため、法務局の不動産登記のシステムと住民基本台帳ネットワークとをデジタルで連携させて、所有者の申請を待たずに、登記官が、職権で、住所等を更新する制度が新たに設けられます。

また、法人については、商業法人登記システムから不動産登記システムに対し、名称や住所を変更した法人の情報を通知することによって、登記官が、職権で、住所等を更新することができる制度が新たに設けられます。

これにより、住所変更の登記申請の負担が軽減することが期待されています。



法務省ホームページで、新制度について分かりやすく解説したまんがを公開しています。ぜひチェックしてみてください。

詳しくは  
こちら  
をご覧ください。



○民法のルールの見直し(令和5年4月1日スタート)

土地・建物の所有者やその所在が分からないことによって土地等の利用に支障が生じていることから、民法の改正が行われ、土地等の利用を円滑化するための新たな仕組みが設けられました。

〈例〉

- 所在等が分からない共有者を除外して共有物の管理等を行うことができる仕組みの整備
- 所在等が分からない共有者の持分を他の共有者が取得することができる仕組みの整備
- 所有者やその所在が分からない場合、適切に管理がされていない場合に対応するための、所有者不明土地・建物管理制度や管理不全土地・建物管理制度の創設
- 相続開始から10年経過後にする遺産分割は、法定相続分で画一的に行う仕組みの創設
- 土地の所有者が、自らの土地に水道やガスなどのライフラインを引き込むために必要な範囲内で、他の土地等を使用することができる仕組みの整備



詳しくは  
こちら  
をご覧ください。





## 外国人との共生社会の実現に向けた施策の推進

平成31年4月1日、法務省入国管理局は、法務省の外局である「出入国在留管理庁」に改組され、従来の施策である円滑かつ厳格な出入国審査、在留外国人の適正な管理、難民の適正な保護などの取組を行うことに加え、共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境の整備という新たな任務を担うことになりました。

令和3年1月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」といいます。）において、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催を決定し、同有識者会議において取りまとめられた意見書が、同年11月に関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出されました。この意見書を踏まえ、令和4年6月、関係閣僚会議において、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン及びその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し（令和5年6月に一部変更）、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしました。



在留外国人に対する相談風景



外国人在留支援センター（FRESC）相談窓口

詳しくは  
こちら  
をご覧ください。

### 出入国在留管理庁における主な施策

#### ○ライフ・イン・ハーモニー推進月間

外国人との共生社会の実現に向けて、我が国で生活する全ての人々が、共に社会をつくっていくことの必要性や意義についての関心と理解を深めることが重要です。法務省は、外国人との共生に係る啓発月間として、令和6年から毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定めました。期間中は、同月間の中心となるイベントである「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催するなど、様々な広報・啓発活動を重点的に実施し、共生社会の実現に向けた意識醸成を推進しています。



「オール・トゥギャザー・フェスティバル」イベント会場の様子

詳しくは  
こちら  
をご覧ください。

# 送還忌避・長期収容問題を解決するための入管法改正

## ○生活・就労ガイドブック

出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において、16言語※で掲載しています。

※日本語(やさしい日本語版を含む)、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語(カンボジア語)、フィリピン語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語。



詳しくは  
こちら  
をご覧ください。

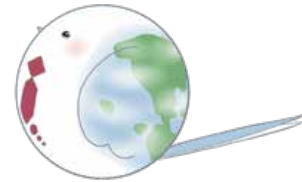


[https://www.moj.go.jp/isa/guidebook\\_all.html](https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html)

## ○やさしい日本語の普及

国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、令和2年に、やさしい日本語の書き言葉に焦点を当てた「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成、同4年に、話し言葉に焦点を当てた「話し言葉のポイント」を、同5年には研修実施のための手順等をまとめた「やさしい日本語の研修のための手引」を作成するなどし、これらを出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において公開しています。

これらガイドライン等を踏まえつつ、地方公共団体職員等への研修を実施するなどして、やさしい日本語の普及・活用を推進しています。



やさしい日本語のイメージキャラクター「ことりん」です。

詳しくは  
こちら  
をご覧ください。



[https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese\\_guideline.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html)



## 送還忌避・長期収容問題を解決するための入管法改正

令和5年6月9日、第211回国会(常会)において、いわゆる入管法改正法が成立しました。

この入管法改正法は、

- ①我が国からの退去が行政的に確定した者であっても、難民認定申請すれば、申請回数・理由を問わず無制限に送還が停止するなど、我が国からの退去を拒む送還忌避者の迅速・確実な送還が困難となっている
- ②こうした送還忌避者については送還ができず収容が長期化しているといった現行法下で生じている送還忌避・長期収容問題を解決する

とともに、

- ③保護すべき者を確実に保護するという観点から、紛争避難民等の難民に準じて保護すべき者を保護する制度の整備、在留特別許可制度の適正化

を行うため、①送還停止効の例外規定、罰則付き退去の命令制度の創設、②収容に代わる監理措置等の創設、③補完的保護対象者の認定制度、在留特別許可の申請手続等の創設などの措置を講じ、現行法下の課題を一体的に解決するとともに、共生社会実現のための基盤を整備するためのものです。



## 司法外交とは

法務省は、全ての人々がルールの下で安全・安心に暮らせる社会を実現するために必要な「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった価値を日本から世界に発信し、世界各国に浸透させていくための取組である司法外交を推進しています。

司法外交の推進は、その国の経済成長を支える司法インフラを整備し、持続可能な発展に貢献するものであるとともに、法の支配等の価値を共有する各国と連携強化し、法の支配に基づく国際秩序の実現に貢献するものです。

国際社会が力による一方的な現状変更の試みに直面する中、国際社会の平和と安全の礎となる、法の支配等の価値の共有を掲げる司法外交の重要性は一層高まっています。



## 司法外交閣僚フォーラムの開催

令和5年(2023年)は、日ASEAN友好協力50周年という重要な節目に当たり、また、我が国がG7の議長国を務めたことから、法務省では、ASEAN、G7双方との連携を強化して司法外交を推進すべく、同年7月6日及び7日の2日間、東京において、司法外交閣僚フォーラムを主催しました。同フォーラムでは、「日ASEAN特別法務大臣会合」、「G7司法大臣会合」及び「ASEAN・G7法務大臣特別対話」の3つの閣僚級会合を実施し、23の国・機関等から法務閣僚等が参加しました。

司法外交閣僚フォーラムの様子



### 司法外交閣僚フォーラムの結果概要

はこちらをご覧ください。



### 司法外交閣僚フォーラムのハイライト動画

はこちらをご覧ください。



## 司法外交閣僚フォーラムの成果展開

### ●ウクライナ汚職対策タスクフォース

(Anti-Corruption Task Force for Ukraine、略してACT for Ukraine)

G7司法大臣会合では、「司法インフラ整備を通じたウクライナ復興支援」等について協議し、G7の法務省等が一丸となってウクライナの汚職対策の取組を支援することを確認しました。そして、我が国の提案により、「ウクライナ汚職対策タスクフォース」を立ち上げることが、G7の賛同を得て決定し、成果文書である東京宣言に盛り込まれました。ウクライナの汚職対策支援は、ウクライナのより良い国づくりに貢献するだけでなく、戦後を見据えて、我が国を含む世界各国からの復興支援を公正・公平に活用するためにも極めて重要な課題です。

令和5年(2023年)12月に実施した第1回会合では、ウクライナから5名の汚職対策の専門家が来日し、G7及び国際機関からも、それぞれ汚職対策の専門家がオンライン参加して、ウクライナにおける汚職対策の現状を把握するとともに、ウクライナに対する効果的な支援策などについて話し合いました。

令和6年(2024年)も引き続き会合を開催し、ウクライナの汚職対策を通じた復興支援に取り組んでいきます。



### ● ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム

法務・司法分野のASEANとG7の閣僚級が一堂に会する史上初の会合となったASEAN・G7法務大臣特別対話では、ASEANとG7が相互理解を深めていくために対話を長期的に継続していくことを確認し、我が国の提案により、「ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム」を創設することが決定しました。



同フォーラムは、ASEANとG7各国の法務省等の若手職員が、国境やそれぞれの文化、専門性の違いを超えて、法務・司法分野における共通の課題等について議論したり、我が国の法務関連施設を見学したりすることで、将来のASEANとG7の間の長期的な相互理解の促進・信頼の醸成を目指します。また、同フォーラムの卒業生によるネットワークを構築し、ASEANとG7の間で世代を超えた人脈形成を推進していきます。

第1回フォーラムは、令和6年(2024年)6月から7月にかけて東京において対面で開催する予定です。



## 第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンGRESS)の開催

令和3年(2021年)3月7日から12日までの6日間、第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通称「京都コンGRESS」)が京都で開催され、過去最大となる152か国から、5000人超が参加登録し、90か国の閣僚がステートメントを実施しました。

コンGRESSは、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、京都コンGRESSでは「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマとして議論が行われ、成果文書として、同分野における国連及び加盟国の中長期的な指針となる「京都宣言」が採択されました。

法務省は、京都コンGRESSの成果展開として、①再犯防止国連準則策定の主導、②法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの定期開催、③アジア太平洋刑事司法フォーラムの定期開催といった3つの取組を実施するなど、「京都宣言」の実施にリーダーシップを発揮しています。



## 法制度整備支援の推進

法務省は、長年にわたり、開発途上国等に対する法制度整備支援を通じ、法の支配の浸透や良い統治(グッド・ガバナンス)の強化に貢献してきました。

民商事法分野に関しては、約30年にわたり、アジアを中心とする開発途上国に対し、相手国の実情やニーズに応じて、法令の起草、法令を運用する司法制度の整備や改善、法曹実務家等の人材育成等の支援を行ってきました。また、刑事司法分野に関しては、約60年にわたり、アジア・アフリカ諸国等の刑事司法実務家に対し、犯罪防止や犯罪者の処遇等に関する国際研修等を実施してきました。

このような法制度整備支援は、開発途上国等の司法制度の発展に貢献し、法の支配の浸透に寄与するとともに、相手国関係者との「顔の見える国際協力」として、我が国と相手国との関係強化につながるものであり、司法外交を推進する上での重要な柱となります。

令和5年(2023年)7月に開催された司法外交閣僚フォーラムにおいても、法制度整備支援の重要性が確認され、日ASEAN特別法務大臣会合にて採択された共同声明では、日本とASEAN地域との間におけるこうした取組の強化と更なる促進が掲げられました。

今後は、長年にわたる法制度整備支援の実績や複雑化・高度化している相手国のニーズを踏まえ、分野横断的・複合的な支援を行っていくなど、法制度整備支援を一層推進していきます。





# 大臣官房

## Mission

大臣官房は、全ての府省に設置されている組織であり、秘書、人事、会計といった一般的な管理業務や、政策の企画・立案の総合調整などを担っています。

法務省の大臣官房には、司法法制部、秘書課、人事課、会計課、国際課、施設課及び厚生管理官の各組織が置かれています(司法法制部、国際課及び施設課の業務内容は、17ページ以降をご覧ください。)

### 省内の舵取り役・総合調整

法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることといった、国民の生活に密接に関連する幅広い政策を任務としています。

これらの任務を達成するため、所掌事務が具体的に細分化され、その所管部局が定められていますが、多様化・複雑化する社会情勢において、複数の部局が関係する政策や、法務省全体として検討していかなければならない政策課題も多々ありますので、様々な政策の企画・立案のプロセスにおいて省内調整や関係省庁等との調整を行い、法務省としての対応方針を策定し、実行に移していくという「法務省の舵取り役」の役割が、極めて重要となります。

大臣官房は、これらの法務行政を円滑に運営するための各局部課間の総合調整を担当しています。

### 「人による人のための法務行政」を円滑に遂行するために

法務省の特徴の一つとして、地方における機関(法務局、検察庁、刑務所、保護観察所、出入国在留管理局など)が多いこと、また、5万5千人を超える職員が全国各地で働いていることが挙げられます。その業務内容も、国民のみなさんの権利の実現を助けるための登記制度の運用や人権擁護活動、犯罪や非行をした人たちの更生支援など、国民一人一人の生活に密接に結びついたものとなっています。法務行政が、「人による人のための行政」と呼ばれるのは、こうした特徴があるからです。

本省に限らず、地方機関が適切に整備・運営され、職員一人一人が生き生きと職務に取り組むことができる環境をつくることは、ひいては、「誰もが安全・安心に暮らせる公正・公平な社会の実現」につながることでありますので、法務省全体の機構・定員に関することや、施策を実施していくための予算要求、庁舎等の施設整備もまた、大臣官房の重要な役割といえます。

### ほうむSHOWとは?

「ほうむSHOW」編集局は、2021年4月、法務省という組織やその施策について広く国内外に知ってもらうため、新しい目線や切り口で情報発信することを目的として作られた有志の広報チームです。2024年1月現在、13名の職員が、局部課、庁の垣根を越えて活動しており、SNSでの発信、マスコットキャラクターの制作に向けた取組や職員インタビューなどを行い、法務省の魅力を省内外に発信しています。



職員インタビューの実施風景



▲法務省マスコットキャラクターによる動画作成



▲ほうむSHOW公式マスコットキャラクターももちゃん

公式

ホームページ

はこちらをご覧ください。



公式

X

はこちらをご覧ください。



公式

Instagram

はこちらをご覧ください。



公式

YouTube

はこちらをご覧ください。





## アット・ホームプラン — プラスONE —

～ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(包摂性)の実践を目指して～

法務省では、女性の職業生活における活躍と全ての職員のワークライフバランスの推進のため、「アット・ホームプラン — プラスONE —」を策定し、政府全体としての取組に加え、法務省としての主体性と独自性を持った「プラスONE」の取組を行っています。

「プラスONE」の取組として、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得促進、年次休暇の取得促進や取得しやすい雰囲気醸成、育児休業から復帰する職員の不安を解消する子育てメンター制の導入などに取り組んでおり、職員のワークライフバランス及び女性職員活躍の更なる推進を図っているところです。

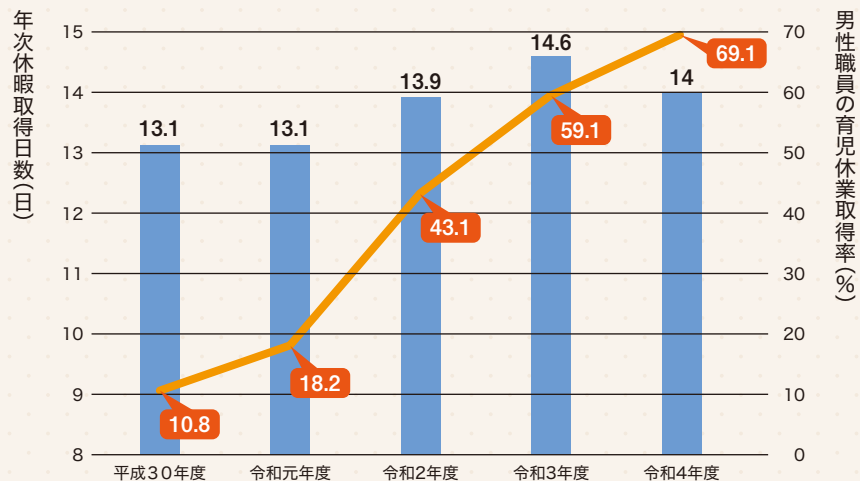
直近5年間における年次休暇取得日数及び男性職員の育児休業取得率の推移(※)を見ても、これらの数値は概ね上昇傾向にあり、上記取組の成果の表れといえます。

引き続き法務省では、上記取組を更に発展させ、全ての職員が生き生きと働くことができる、魅力あふれる職場作りに努めていきます。

(※)直近5年間の年次  
休暇取得日数及び男性  
職員の育児休業取得率  
の推移

■ 年次休暇取得日数  
— 男性職員の  
育児休業取得率

(注)「年次休暇取得日数(日)」  
については、暦年で算出。



## 法務省におけるEBPMの取組

現在の社会は、デジタル化の急速な進展やコロナ禍に見られるように環境の変化が早く、社会課題が複雑さや困難さの度合いを増しており、先を見通しにくい状況にあると言われていています。このような状況にあっても、行政は様々な社会課題にしっかりと対応して、解決していかなければなりません。

そうした中、日本の行政の傾向として、「行政は間違っていない」、「現行の制度は間違っていない」と考える、いわゆる「無謬性神話」が存在すると指摘されてきました。無謬性にとらわれると、環境が変化し、政策が社会課題に十分に対応できていなくても、これまでは正しかったと安易に前例踏襲を続けてしまうといった弊害が生まれてしまいます。

このような無謬性から脱却して、複雑化する社会課題に対応していくためには、社会状況は常に変化することであることを前提に、効果が上がる政策が何であるかを学習しながら探索していくことができる政策立案・評価の仕組みが必要です。

こうした背景から、EBPM(Evidence Based Policy Making)と呼ばれる政策の目的と手段との論理的なつながり=「政策の基本的な枠組み」を明らかにする取組を進めています。政策の枠組みを明らかにすることで、複雑化する社会課題に、行政と様々な関係者が目的を共有して協働することや、事後的に検証・改善ができるようになる。EBPMは、これからの政策立案の基本となる営みです。



# 大臣官房国際課

## Mission

大臣官房国際課は、法の支配や基本的人権の尊重といった価値を国際的に浸透させるための取組である司法外交の推進を目的として平成30年4月1日に設置され、法務省の国際関係事務についての基本的な政策の企画立案・総合調整、国際会議の開催、外国政府職員等による表敬対応等の事務を行っています。

国際課では日々、法務省の国際関係事務に関し、関係府省や国際機関、大使館、関係団体からの様々な照会の対応に当たるとともに、法務省が行う国際的な施策のうち、省内横断的な戦略に基づき実施する必要があるものについて、総合的なプランニングを行っています。

### 京都 kongress の成果展開

法務省は、以下の3つを柱とした取組を積極的に展開し、京都 kongress で採択された「京都宣言」の実施にリーダーシップを発揮しています(京都 kongress の詳細は、特集5「司法外交の推進」(13ページ、14ページ)参照。)

#### 1 「再犯防止国連準則」の策定の主導

「京都宣言」では、再犯防止に関する詳細な記載が設けられ、各国から再犯防止分野に対する高い関心が寄せられました。我が国では、再犯防止推進計画を策定し、130年以上の歴史を持つ保護司制度や協力雇用主による就労支援等を始めた官民連携による再犯防止の取組を実施していることから、これらの知見をもとに、外務省と連携し、再犯防止国連準則の策定を主導しています。同準則は、各国における立法や施策立案の際に参照され、各国の施策の充実に重要な役割を果たすものです。法務省は、同準則の策定を主導するだけでなく、同準則の策定後には開発途上国における同準則の実施を支援し、各国の再犯防止施策の充実に貢献することも目指しています。



京都 kongress の様子

#### 2 「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の定期開催

「京都宣言」では、若者のエンパワーメントの重要性が指摘されました。そこで、法務省は、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) の協力の下、世界の若者を対象とした「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期的で開催することとし、令和3年(2021年)10月に第1回を、令和4年(2022年)12月に第2回を開催しました。

法遵守の文化とは、国民が、法やその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化を意味します。このフォーラムを通じて、「法遵守の文化」を醸成するために重要な要素となる若者のエンパワーメントを推進し、国際社会における「法の支配」の確立を目指しています。

#### 3 「アジア太平洋刑事司法フォーラム」の定期開催

「京都宣言」では、犯罪と闘うための国際協力を強化し、刑事司法実務家の連携を促進するために、法執行機関等を対象とした地域ネットワーク構築の重要性が確認されました。そこで、法務省は、アジア太平洋地域における刑事司法実務家による情報共有プラットフォームとして、「アジア太平洋刑事司法フォーラム」を定期的で開催することとし、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) との共催で、令和4年(2022年)2月に第1回を、令和5年(2023年)2月に第2回を開催しました。

各国の刑事司法実務家が意見交換や知見の共有等を行うことにより、相互理解を促進し、アジア太平洋地域における一層の国際協力を進めていきたいと考えています。



アジア太平洋刑事司法フォーラムの様子

## 国際仲裁の促進を通じた法の支配の促進

法務省では、司法外交の推進の一環として、民商事分野においても、国際的な紛争解決ルール形成にリーダーシップを発揮するとともに、国際仲裁の活性化に向けた取組を政府の重要施策として位置づけ、様々な活動を精力的に行っています。

### 1 民商事分野における国際ルール形成主導に向けた貢献

我が国は、法の支配といった価値観に裏打ちされたルールに基づく国際秩序を実現すること、そのために自らルール形成を主導していくことを目標として掲げています。

法務省は、我が国の法制とその運用に親和性のあるルールが形成されるよう、民商事法分野における国際ルール形成に積極的に貢献しています。

その一環として、国際商取引法の調和と統一の促進のために国連総会の下に設立された国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)において、我が国は、国際仲裁、調停等の法的紛争解決手続について、急激にデジタル化が進む中、デジタル化に伴って生じる課題への対応策を検討するため、紛争解決に関する動向の実態調査、分析等を内容とするプロジェクトを提案し、この提案は、令和3年12月の国連総会において採択されました。本プロジェクトの実施のため、我が国は、拠出金の拡大・UNCITRAL事務局への職員派遣・東京でのフォーラム開催など、様々な形でプロジェクトを支援しており、現在も、プロジェクトは着実に進められています。



UNCITRAL総会第56会期の様子

### 2 国際仲裁の活性化

国際商取引をめぐる法的紛争を解決する手続として、紛争当事者が第三者である仲裁人を選び、その判断により紛争解決を図る国際仲裁が、グローバル・スタンダードとなっています。国際仲裁は、条約により外国における執行が容易であること、原則として非公開であり企業秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を当事者が選ぶことができること等の様々なメリットがあります。

我が国における国際仲裁の活性化は、企業の海外進出を後押しするだけでなく、海外からの投資を促進するための環境整備にも資するものです。

法務省では、国際紛争解決手段としての国際仲裁を、より身近で使いやすいものにするため、海外の仲裁機関を含む民間の仲裁関連団体と連携し、ユーザーに対する仲裁手続の認知度増加や、仲裁人・仲裁代理人の育成などに取り組んでいます。

## Column

### 法務省職員の海外での活躍

法務省では、法の支配等の価値の国際社会全体への浸透や法の支配に基づく国際秩序の構築への貢献、そして、我が国をめぐる国際的な法的紛争への的確な対応といった課題に対処するため、職員の海外派遣に積極的に取り組んでいます。

具体的には、在外公館や国際機関の職員としての派遣のほか、法制度整備支援を担うJICAの長期派遣専門家としての派遣も行っており、現在、アジア、北米及び欧州を中心に多くの職員が赴任しています。

また、法務省では、国際的な諸課題に対応できる職員の裾野を広げるべく、高度な語学能力に裏打ちされた、国際情勢を踏まえたバランス感覚と法的思考能力とを併せ持つ人材を広く育成しているところです。

今後も引き続き、法務・司法分野において国際的に活躍できる人材を育成するとともに、国際分野における我が国に対するニーズや活動領域等を踏まえた職員派遣を進めていきます。



ベルリンでのG7司法大臣会合の様子



# 大臣官房施設課

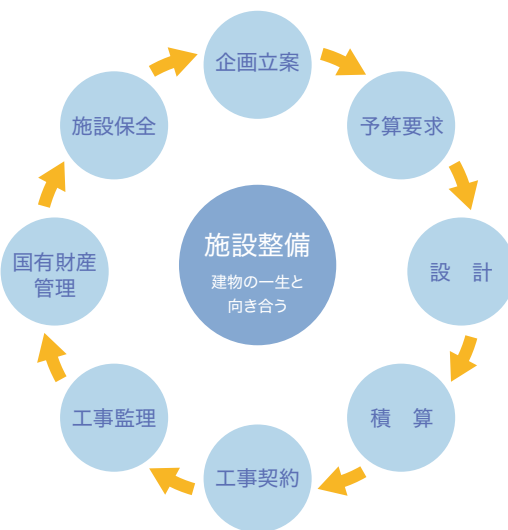
## Mission

大臣官房施設課は、法務行政の目的に適合した施設及びサービスを効率的に提供するため、法務省が所管する施設の整備・管理に関する事務及び外国の矯正施設の整備に関する国際協力を行っています。  
 法務行政全般が円滑に遂行されるために、その「場」となる建物を最適な状態にすべく、安全な施設、人に優しい施設、調和のとれた施設をコンセプトに、長年培ってきた技術力、創造力を結集して施設整備を行っています。

### 施設整備・管理

大臣官房施設課は、法務省の施設整備部門として、刑務所、拘置所、少年院などの収容施設及び法務局、検察庁、出入国在留管理局などの官署施設の整備(企画、設計、工事監理など)を行うだけでなく、完成した施設の財産管理から保全まで、法務省施設に関する業務を一貫して行っています。

企画立案	施設の新築、改修などの工事計画を省内の他部局や他省庁と調整し、企画立案をします。
予算要求	作成された工事計画に基づき、必要な金額を算定し、予算要求をします。
設計	予算、敷地条件、性能、法規制、周辺環境などを勘案しながら設計をします。
積算	設計図に基づいて適切な工事費を算出します。
工事契約	技術審査などの入札手続を経て施工業者を決定し、工事の契約を結びます。
工事監理	発注した工事について、設計図どおりの施工がなされるよう工事監理を指導します。
国有財産管理	法務省が所管する土地や建物などの国有財産を管理します。
施設保全	建物が常に適正な状態に保たれるよう施設保全についての指導をします。



収容施設(小倉拘置支所)



官署施設(佐世保法務総合庁舎)

### 施設整備に関する取組

法務省所管施設の総数は786施設(令和5年4月1日現在)あり、建物の延べ面積が他省庁に比して膨大で、また事務庁舎から収容施設まで多様です。それらの施設が健全な状態で使用できるよう、施設の建替えや施設の保全に取り組むとともに、施設の木造化・木質化にも取り組んでいます。

**木造化・木質化** 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月1日に施行されたことに伴い、法務省においても、同年に「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」を策定し、法務省が整備する施設(収容施設の一部を除く。)についても木造化及び内装等の木質化を進めています。



湖南学院職員宿舍(木造化(CLT構造))



熊本刑務所庁舎エントランス(木質化(天井))

## 集約化

施設の建替えに当たり、複数の組織を集約して整備する集約化に取り組んでいます。建物数を減らし、共用スペースの相互利用や設備の共用により効率化を図ることで、施設整備や維持管理の費用の削減が期待できます。

国際法務総合センターは、各地に分散していた法務省所管の施設を、東京都昭島市に所在する国有地(立川基地跡地昭島地区)約12,6万㎡に集約整備しました。これにより、法務省施設による新たな「まち」が誕生しました。



地域の景観に溶け込む緑道

## 地域環境への配慮

国際法務総合センターでは、昭和記念公園など緑豊かな武蔵野の地に立地する施設として、地域の景観に溶け込むよう、敷地西側は、緑道としています。この計画に当たっては、ワークショップが開催され、地域の方々からアイデアをいただきました。



## 国際協力

矯正施設整備のノウハウを有する国内唯一の機関として、矯正建築の分野における国際協力に取り組んでいます。

### アジア矯正建築会議 (ACCFA)

各国が有する課題などについて発表及び討議し、矯正建築分野における最新情報の共有を図っています。日本は、理事国として、運営に主導的な役割を担っています。第8回は日本で開催され、13か国4機関が参加しました。次回はタイで開催予定です。

令和元年 第8回ACCFA(日本)



### タイ王国への技術協力

日本政府からの無償資金協力によって建設されたシリントン少年院のプロジェクトに、事前調査・基本設計の段階から携わり、少年院の設立に大きく貢献しました。また、施設課職員をJICAの専門家として派遣し、タイ全国の少年矯正施設や成人矯正施設の整備に関する助言を行いました。



シリントン少年院

## 各種研修

施設課には、技術者が法務技官として所属しています。職員の技術力向上のため、施設課内の研修や外部研修に参加し、矯正施設や公共施設の建築に関する学びをサポートする体制も充実しています。

入省～2年目:初年度育成

2年目～5年目:若手職員実務研修(内部研修)、短期外部研修(全国建設研修センター等)

6年目～10年目:長期外部研修(国土交通大学校等)

Topics  
トピックス

公認  
キャラクター



氏名  
シセツ カメ  
施設 課明

役職

広報担当  
(施設課公認キャラクター)

生息地

法務省大臣官房施設課  
(中央合同庁舎第6号館A棟16階)



施設課HP 



# 大臣官房司法法制部

## Mission

大臣官房司法法制部は、国の基盤である法令に関することを担っており、具体的には、司法制度に関する調査研究や法令案の作成、法令・判例や法務に関する資料の収集・整備・編さん・刊行、法制審議会の運営、法務省の所掌事務に係る統計に関する事務、総合法律支援に関する事務、法教育に関する事務、法令外国語訳に関する事務、弁護士資格認定に関する事務、外国法事務弁護士に関する事務、債権管理回収業の許可・監督に関する事務、民間紛争解決手続の業務の認証・監督に関する事務を行っています。

### 日本の司法基盤を支える法曹の養成

平成13年の司法制度改革により、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度が創設されました。法務省では、社会の様々な分野に法的サービスが拡充されるよう、法曹養成制度全体の在り方、法曹人口の在り方及び法曹の活動領域の拡大について、文部科学省をはじめとする関係機関と連携しながら、必要な施策を講じています。

### 法教育の推進

法教育は、法律専門家ではない一般の方々が、「基本的人権の尊重」「法の支配」など、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを目的とする教育です。価値観が多様化・複雑化した現代社会においては、法教育を通じて、自らの考えを持ちながら、他者の考えも尊重し、社会の一員として共に生きていくことができる力を育むことが大切です。法務省では、法教育の更なる推進のために、様々な取組を行っています。

◆**法教育の担い手の育成**／教員向け法教育セミナーの実施や、各種教員研修への講師派遣などを通じて、法教育の意義や実践方法を伝え、法教育の担い手を育てています。

◆**法教育をより手軽に実践するための支援**／発達段階に応じた各種法教育教材を作成し、法務省ホームページで公開しています(モデル授業例や解説動画も掲載しています。)。また、学校等からの要望に応じて、法務省職員による出前授業や講師派遣を行っています。

◆**法教育に関する広報・啓発**／法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」を活用し、法教育を広めるための活動をしています。



小・中学生向け教材

高校生向け教材



法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」

**ホウリス君のX**  
はこちらをご覧ください。

### 法令外国語訳の推進

日本の法令が広く正確に理解されるため、法務省では日本の法令を外国語に翻訳して、ホームページに公開する取組を進めています。専用のホームページにおいて、民法、会社法などの900本以上の英訳法令を公開しているほか、法改正の内容をコンパクトかつタイムリーで紹介する改正法の概要情報の英訳や法令翻訳の指針となる「法令用語日英標準対訳辞書」なども公開しています。

### 弁護士資格認定制度

弁護士資格は、原則として、司法試験に合格し、司法修習を終えた者に付与されますが、その特例として、司法試験合格後に企業等で一定の実務経験を経た者等について、法務大臣の認定により弁護士資格が付与される制度が「弁護士資格認定制度」です。

法務省では、弁護士資格の認定に関する事務を行っています。

## 外国法事務弁護士制度

外国法事務弁護士の制度は、外国の弁護士資格を有する者に対し、国内での試験を経ることなく、資格取得国の法に関する一定の法律事務の取扱いを認める制度です。法務省では、外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務を行っています。

## 債権回収会社（サービサー）制度

法務省では、債権管理回収業の許認可などに関する審査事務やサービサーの適正な運営を確保するための立入検査などの監督事務を行っています。

## 認証紛争解決手続制度

法務省では、裁判外紛争解決手続(ADR:Alternative Dispute Resolution)の利用の促進を図るため、民間紛争解決手続(民事上の紛争について民間事業者の行う調停・あっせん等)の業務を対象として、法令の定める基準・要件を満たし、適正と認められるものを認証する業務を行っています。

◆ODRの推進に向けて／法務省は、デジタル技術を活用して民間紛争解決手続をオンライン上で実施するODR(Online Dispute Resolution)を推進していくため、令和4年3月、「ODRの推進に関する基本方針」(以下「基本方針」)を策定しました。ODRは、ADRの特長(手続の柔軟性、簡易・迅速性、非公開性、紛争内容に応じた専門家の活用等)に加え、時間・場所の制約なく、非対面で行うことができる等の利点があります。近年、調停・あっせん等にウェブ会議等を導入する認証紛争解決事業者は増加しています。

法務省では、基本方針に沿った取組を含め、国民のみならず、認証紛争解決事業者が行う民間紛争解決手続を身近に利用していただけるよう様々な取組を行っています。



かいけつ  
サポート  
はこちらをご覧ください。



## 日本司法支援センター（法テラス）を中核とした総合法律支援

法テラスは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とし、平成18年4月に設立された法務省所管の公的な法人です。法テラスは、各種機関・団体とのネットワークの構築・強化に努めながら、総合法律支援法第30条第1項に規定されている以下の5つの業務のほか、受託業務として、日本弁護士連合会委託援助業務を行っています。

- ①情報提供業務／法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報の無料提供
- ②民事法律扶助業務／経済的に余裕のない方に対する無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替え
- ③国選弁護等関連業務／国選弁護人等候補者の裁判所への通知及び国選弁護人等に対する報酬等の算定・支払
- ④司法過疎対策業務／法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させて、法律サービス全般を提供
- ⑤犯罪被害者支援業務／犯罪被害者支援に関する情報の提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者への法律相談の実施、国選被害者参加弁護士候補者の裁判所への通知等





民事局は、国民の権利と財産を守ることを目的とし、登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、相続土地国庫帰属、公証、司法書士及び土地家屋調査士に関する事務、さらに民法、会社法及び民事訴訟法など民事基本法令の制定、改廃に関する法令案の作成などの事務を行っています。

### 所有者不明土地の解消に向けた取組

所有者が分からない土地は、利用や管理が困難であるため、公共事業や災害復興の妨げとなっています。こうした所有者不明土地問題を解決するための新しい制度が令和5年以降、順次施行されています。詳しくは「所有者不明土地対策の推進」(9ページ)をご覧ください。

### 相続土地国庫帰属制度の創設(令和5年4月27日スタート)

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「管理が必要だけど、負担が大きい」などの理由で、土地を手放したいというニーズが高まっています。このような土地が放置され、「所有者不明土地」が生じないようにするため、相続又は遺贈によって取得した土地が一定の要件を満たす場合には、負担金を納付した上で土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設され、制度開始から半年間の申請件数は1,000件を超えています。

本制度の対象となるのは、相続した土地に限られ、売買で取得した土地は対象となりません。また、国が引き取ることができない土地として、建物がある土地、通路など他人による使用が予定される土地などが法律に定められています。

承認申請においては、承認申請書及び添付書類を提出する必要があり、土地1筆につき1万4,000円の審査手数料が必要となります。申請の提出先は、土地の所在地を管轄する法務局の本局です。

審査の結果、国が引き取ることができる土地と認められた場合には、負担金(原則20万円)を納めることにより、土地の所有権が国に移転します。

今後は、本制度が相続した土地の処分のための新たな選択肢として社会に定着していくよう、適切な運用を図っていくことが重要となります。

法務省・法務局では、所有者不明土地の発生予防を目指す本制度を、国民の方に十分に活用していただくために、引き続き、本制度の円滑な実施に取り組んでいきます。

相続土地国庫帰属制度のポスター



法務省ホームページ

はこちらをご覧ください。



#### 手続イメージ

#### 相続土地国庫帰属制度の手続の流れ

##### ① 承認申請



##### 【申請権者】

相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る)により土地を取得した者

##### ② 法務大臣(法務局)による要件審査・承認

- 実地調査権限あり
- 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- 地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる
- 国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用機会を確保



##### ③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付



##### ④ 国庫帰属

帰属後は、管理庁(財務省・農林水産省)が国有財産として管理





## 無戸籍者問題解消への取組

女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、夫又は元夫が子の父と推定される(嫡出推定)ことになるため、他に血縁上の父が存在することなどを理由として、出生の届出がされず、子が戸籍に記載されないことがあります。

無戸籍者の方は、行政上のサービスを受けられないことがあるなど、社会生活上の不利益を被るおそれがあり、一刻も早く、その解消を図る必要があることから、民法の一部改正により嫡出推定制度に関する規定が見直され、令和6年4月1日から施行されます。その内容については、法務省ホームページをご覧ください。

法務省  
ホームページ  
はこちらをご覧ください。



### 法務局の事務



東京法務局

法務局は、法務省の地方組織の一つとして、国民の財産や身分関係を保護する登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、相続土地国庫帰属の民事行政事務、国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務、国民の基本的人権を守る人権擁護事務を行っています。

法務局ホームページ

はこちらをご覧ください。



### 法務局の組織



法務局の様子

法務局の組織は、全国を8つのブロックに分け、各ブロックを受け持つ機関として「法務局」(8局)があり、この法務局の下に、概ね府県を単位とする地域を受け持つ「地方法務局」(42局)が置かれています。

さらに全国の法務局及び地方法務局には、支局・出張所が置かれています。

法務局、地方法務局及び支局では、登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、相続土地国庫帰属、訟務、人権擁護の事務を行っており、出張所では主に登記の事務を行っています。

## 法務局に預けて安心! 自筆証書遺言書保管制度!

手軽で自由度が高いという自筆証書遺言書の良さはそのまま、遺言書を法務局が預かることで、紛失や相続人に発見されないおそれなどの問題を解消します。それが、法務局の自筆証書遺言書保管制度です。

イメージキャラクターの遺言書ほかんガルーは、カンガルーをモチーフにし、鍵付のポケットで遺言書を大切に預かっていることを表しています。

法務局では、遺言書ほかんガルーとともに安心、簡単、親切な制度として様々なところで制度のご案内をしています。

遺言書  
ほかんガルー





# 刑事局

## Mission

刑事局は、刑事法制(刑法・刑事訴訟法等に関する法制)の企画・立案や、犯罪人の引渡し、国際捜査共助、検察に関することなど、刑事に関する事柄を所管しています。刑事局には、総務課、刑事課、公安課、刑事法制管理官、国際刑事管理官が置かれ、それぞれの所掌事務に係る業務・施策を行っています。刑事局は、処罰されるべき人が適切に処罰されるようにすることで社会正義を実現することを目標とし、日々の執務に取り組んでいます。

### 時代に即した刑事法制の整備

刑事局では、社会情勢や国民の意識の変化に対応し、時代に即した刑事法制を整備するため、刑法や刑事訴訟法等の刑事に関する法令について必要な検討や見直しを行っています。

近年では、人の名誉を傷つける行為の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げるのほか、罪を犯した者の改善更生・再犯防止に向けた処遇を一層充実させるため、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とする刑法等の改正を行いました。

また、令和5年には、刑法や刑事訴訟法を改正するなどし、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための法整備、刑事手続を通じて犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための法整備、性犯罪に対処するための法整備などを行いました。性犯罪に対処するための法整備について、詳しくは「性犯罪に関する刑法の改正等」(7ページ)をご覧ください。

### 刑事手続のIT化

刑事手続のIT化は、情報通信技術の活用により、捜査や公判で用いられる書類を電子データ化し、オンラインで発受したり、非対面で実施できる手続を拡大したりすることで、手続に関与する国民の負担軽減や手続の円滑化・迅速化を目指すものです。

現在、刑事局では、法制・システムの両面からその実現に向けた検討を進めています。

### 刑事における国際協力

人や物の国際的な往来や情報通信技術の進歩等に伴う犯罪の国際化に的確に対応し、そのような犯罪に厳正に対処するためには、外国に所在する証拠を収集する手続を効率化し、我が国の捜査機関と外国の捜査機関との連携を強化する必要があります。

このような連携強化の一環として、我が国は、日米(平成18年7月発効)、日韓(平成19年1月発効)、日中(平成20年11月発効)、日香港(平成21年9月発効)、日EU(平成23年1月発効)、日露(平成23年2月発効)及び日越(令和4年8月発効)の各刑事共助条約・協定並びにサイバー犯罪に関する条約(平成24年11月発効)、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(平成29年8月発効)及び腐敗の防止に関する国際連合条約(平成29年8月発効)を締結しました。これらの締約国及び地域との間では外交経路を介することなく、証拠の収集について我が国の法務省等と相手国の司法当局との間で直接連絡をとることができ、手続の迅速化が図られています。また、今後も更なる連携強化を図っていくこととしています。

## 検察庁について

検察庁は、裁判所に対応しておかれており、その種類としては、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁があります。

検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。



出前教室や移動教室を実施しております。学習目的などご要望に合わせてアレンジ可能です。お申し込みは、最寄りの検察庁へお気軽にお問合せください。



検察広報キャラクター サイバンインコ

検察庁  
ホームページ  
はこちらをご覧ください。



## 検察官とは

検察官は、警察から送致された事件等を捜査し、裁判所に起訴するかどうかを決めるなどの仕事をしています。

また、起訴された事件の公判(裁判)に立ち会い、被告人(起訴された者)が罪を犯したことを証明します。証拠調べの終了後、被告人にどのような刑罰を与えるべきかについて裁判所に意見を述べます。有罪の裁判の確定後は、その執行を指揮します。

その他、公益の代表者として法令に定められた事務を行います。



## 検察事務官とは

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて、犯罪の捜査から裁判の遂行、そして刑の執行に至るまでの一連の刑事手続に関する業務を行うほか、総務・人事・会計等の事務を行っています。



## 検察庁における各種取組への刑事局の支援

検察庁における近年の各種取組を支援しています。

### (1) 犯罪被害者の方々への支援

犯罪被害者の方々の保護・支援のため、捜査や裁判など各段階に応じ、様々な支援制度が設けられています。具体的な支援制度については、右の二次元コードから法務省ホームページをご覧ください。

犯罪被害者向け  
パンフレット  
動画が  
ご覧いただけます



### (2) 検察庁における再犯防止

検察庁では、被疑者・被告人のうち、高齢・障害等により福祉的支援が必要な者に対して、保護観察所、弁護士会、福祉・医療関係機関等と連携し、身柄釈放時に福祉サービスに橋渡しするなどの取組(入口支援)を実施しています。また、支援を円滑に実施するため、各地検に担当部署を設置し、担当の検察官、検察事務官を配置しているほか、必要に応じ、社会福祉士を社会福祉アドバイザーとして雇用して助言を得るなどして、取組を推進しています。

[https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji11.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html)



## Mission

犯罪や非行をした人に自らの罪を反省させるとともに、円滑に社会復帰できるよう、年齢や障害、犯罪に起因する問題性などに応じた指導を行うなど、再犯・再非行を防止することを目的として、犯罪等をした人を収容する矯正施設の運営に関する事務などを行っています。

### 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用開始について



令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により、刑事施設や少年院において、申出のあった被害者やご遺族の方々からその心情等を聴取し、矯正処遇・矯正教育に反映させるほか、受刑者等に伝達するという制度が新たに導入され、令和5年12月1日から運用が開始されました。

本制度は、個々の受刑者等に係る被害者等からその心情や置かれた状況を直接聴取し、これを矯正処遇や矯正教育に、より直接的に反映することで、被害者の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者等の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生等を効果的に図ろうとするものです。

本制度については全国の矯正管区・刑事施設・少年院・少年鑑別所で受付を行っており、受付後は、該当する加害者を収容する施設の担当職員において、被害者等の方々から心情等をお伺いし、被害者等の方々のご確認をいただきながら、聴取書面を作成します。

被害者等の方々にご希望がある場合には、加害者である受刑者等に対し、お伺いした心情等を伝達するほか、伝達した際に加害者が述べたこと等についても書面により通知を受けることができます。

なお、伝達は、原則として、お伺いした心情等を加害者に対して読み聞かせる方法で行います。

本制度によりお伺いした心情等は、受刑者等に対する矯正処遇等に反映していくこととなります。具体的には、例えば、受刑者等の処遇要領等における個別の目標として被害者等の心情等の理解や被害弁償等に関する内容を設定した上、在所・在院期間を通じて継続的に改善指導等を行い、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導等を行います。

法務省矯正局においては、制度の広報や関係機関・被害者支援団体等との関係構築等も進めていきながら、被害者等の方々に寄り添った運用に努めていきます。



本制度の詳細・お問合せ先

### 喜連川社会復帰促進センターにおけるSDGs達成に向けた取組

喜連川社会復帰促進センターは、平成19年10月に運營業務の一部を民間委託する官民協働施設として運営を開始し、民間ならではの創意工夫やノウハウを取り入れた取組を行っています。

令和4年4月から始まった第2期事業では、民間事業者、地元公共団体、自然保護団体と連携して、受刑者向けの各種

プログラムの中に、2030年までの国際目標である持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals) 達成に資する取組を取り入れています。

具体的には、SDGs教育プログラム、環境に配慮した地元特産品のストアサイト製作、循環型農業による野菜の栽培、プラントベースフードの製作、在来種の保全活動(在来種や在来種の食草の栽培)、芝地の調査・観察活動等を実施しています。これらの取組を通じて、受刑者に対し、環境を守る立場に立ち、他者の役に立ちたいという意識を醸成させることなどで、自己効力感や自己肯定感を向上させて改善更生に結び付けるとともに、地域社会に対し、地産外商等の地方創生などに貢献することが期待されます。



## 矯正官署の紹介

### 刑事施設

刑事施設には、懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容する刑務所、少年受刑者などを収容する少年刑務所、被告人、被疑者など、主に刑の確定していない未決拘禁者を収容する拘置所があります。

日本の  
刑事施設  
はこちらをご覧ください。



### 少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育や社会復帰支援を行っています。

明日に  
つなぐ  
はこちらをご覧ください。



### 少年鑑別所

少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行っています。また、「法務少年支援センター」として、地域社会における非行及び犯罪の防止のため、非行、いじめ、家庭内暴力など一般の方々や学校の先生などの関係者からの相談に応じています。

少年鑑別所  
のしおり  
はこちらをご覧ください。



### 矯正研修所

矯正職員に対する職務上必要な研修を行っているほか、矯正に関する効果検証等を行っています。

法務省HPの  
矯正研修所ページ  
はこちらをご覧ください。

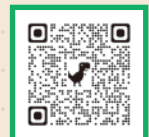


### 少年院動画コンテンツ

「少年院」という名前は知っているけれど、どうしているのか具体的には知らない人も多いかと思います。

日本で最初の少年院である多摩少年院・浪速少年院が、令和5年に創立100周年を迎えました。少年院創立100周年記念企画として、法務省のホームページで、少年院の1日の生活、少年院に入院してから出院するまでの流れについて動画で分かりやすく紹介しています。また、少年院を出院した方へのインタビュー動画も掲載しています。

少年院の中の生活をぜひのぞいてみてください。





# 保護局

## Mission

保護局は、保護観察はもちろん、安全安心な地域社会の実現のため、実社会の中で、犯罪や非行をした人の再犯を防止し、立ち直りの支援を行う事務を所管しています。具体的には、保護司を始めとする民間協力者と連携しながら保護観察処遇を行うとともに、地方公共団体等とも連携しつつ、地域住民などからの犯罪や非行に関する相談にも応じています。また、矯正施設からの仮釈放等や釈放後の生活環境の調整、社会を明るくする運動などの犯罪予防活動、恩赦、犯罪被害者施策、心神喪失者等医療観察制度の中の地域社会における処遇等も担っています。

### 保護観察処遇

再犯・再非行防止に向けた指導等を効果的に行うため、アセスメントツール(CFP)を導入し、個々の保護観察対象者の特性等を的確に把握して処遇の充実を図っています。また、認知行動療法を理論的基盤とした専門的処遇プログラムを薬物事犯者等に実施しているほか、保護観察対象者のニーズに応じ福祉的支援の確保や就労・住居支援を行っています。

加えて、保護観察対象者が、事件の責任や、事件が被害者等に与えた影響等を理解し、被害弁償や謝罪に誠実に努めるよう「しよく罪指導プログラム」による指導を実施するなどしています。



集団プログラムの様子(イメージ)

### 更生保護の地域貢献

地域で暮らす刑務所出所者等に対する「息の長い」支援を確保するため、地域の民間協力者や地方公共団体等との連携を深めるとともに、その再犯防止活動を支援しています。

- 刑務所出所者等本人を含め、地域住民、関係機関等からの相談にも応じ、更生保護に関する専門的な知識をいかして、必要な情報の提供、助言等の援助を行っています。
- 更生保護施設を退所するなどして地域で暮らしている人には、生活が軌道に乗るまでの間、更生保護施設職員が自宅を訪問するなどして相談に乗ったり、社会生活に必要な様々な手続に同行するなどの継続的な支援を行っています。
- 一部の地域では、保護観察所が専門のノウハウを持った民間の事業者に委託し、刑執行終了者等を地域で支える民間協力者で構成される支援ネットワークの構築を推進しています。

これらの活動を通じて、更生保護が地域福祉の向上に必要な役割を果たすことで、地域社会に貢献し「誰一人取り残さない」共生社会の実現に取り組んでいます。

### 保護司適任者確保

保護司は担い手確保が年々困難となり、高齢化も進んでいるため、法務省では、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業等の地域住民の方の中から保護司適任者を見出すための「保護司候補者検討協議会」や、地域の方々に保護司活動を体験してもらう「保護司活動インターンシップ」を実施しているほか、保護司活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」を全国に整備しています。

また、広報活動にも注力しており、“社会を明るくする運動”など様々な機会を捉えて、保護司の魅力や保護司制度の意義を発信しているほか、国際会議等の機会を通じて、保護司の国内外における認知を向上させ、評価を一層高めることにより、保護司のやりがいや誇りの醸成につなげています。

#### 保護局

についてもっと詳しく  
知りたい場合は  
こちらをご覧ください。



## 更生保護の担い手

### 地方更生保護委員会

国の機関等

全国8か所に置かれ、仮釈放等の決定や、仮釈放中の人が決められた約束事を守らなかった場合の仮釈放の取消し決定などを行っています。

### 保護観察所

全国50か所に置かれ、保護観察処分を受けた少年、少年院からの仮退院者、刑務所からの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者などに対する保護観察や、医療観察、更生保護に関する地域援助などを行っています。

### 保護観察官

地方更生保護委員会と保護観察所に配置されている国家公務員で、医学、心理学、教育学及び社会学等の専門的知識に基づき、保護司と協働して、保護観察や生活環境の調整等を行っています。

### 社会復帰調整官

保護観察所に配置されている精神保健福祉士等の資格を有する国家公務員で、地域関係機関等との連携の下、心神喪失者等医療観察制度の対象となる人への精神保健観察や生活環境の調査・調整等を行っています。

### 自立更生促進センター

親族や更生保護施設等では円滑な社会復帰のための必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を宿泊させて、濃密な指導監督と手厚い就労支援等を行う国が運営する施設です。

### 保護司

民間協力者・事業者

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、法務大臣が委嘱する民間のボランティアです。非常勤の国家公務員ですが、給与の支給はありません。

### 更生保護女性会

犯罪予防活動を行うとともに、青少年の健全育成活動のほか、子育て支援活動、更生保護施設への支援など、幅広い活動を行うボランティア団体です。

### BBS会

BBS(Big Brothers and Sisters Movement)会は、少年たちと兄や姉のような身近な存在として接しながら、その健全な成長を手助けする青年ボランティア団体です。

### 協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主です。

### 更生保護施設

全国に約100施設あり、住まいや頼ることのできる人がいない犯罪や非行をした人を、一定期間受け入れて宿泊場所や食事を提供するとともに、自立に必要な支援等を行うほか、施設退所後の地域生活の定着に向けた継続的な支援も行います。

### 更生保護協会

地域における支援ネットワークを構築するとともに、更生保護関係団体に対する助成・研修の実施を通じて活動支援を行っているほか、地域における広報・啓発活動に取り組んでいます。

## Column コラム

更生保護  
マスコット  
キャラクター



「ホゴちゃんと  
サラちゃんのお部屋」

(法務省きっぷる一む)



幸福の  
黄色い羽根

幸福(しあわせ)の黄色い羽根は、  
犯罪や非行のない明るい社会を願う  
“社会を明るくする運動”  
のシンボルマークです。

“社会を明るくする運動”  
特設サイト





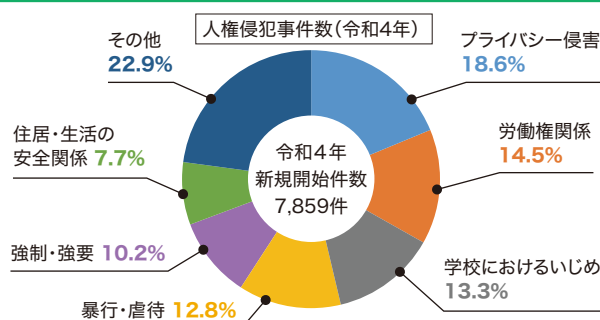
# 人権擁護局

## Mission

人権擁護局は、全ての人々が互いの違いを認め、尊重し、助け合うことのできる共生社会の実現に向けて、人権問題に関する様々な相談を受け、相談内容に応じた助言などを行う人権相談、いじめやセクハラなどの人権侵犯事件の調査救済、皆さん一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために様々な人権啓発活動等を行っています。

### 人権相談及び人権侵犯事件の調査救済

全国の法務局では、面談による相談、電話やインターネット（SNSを含む）を利用した相談を受け付けています。そこで、人権が侵害された疑いのある案件については、調査を行い、事案に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や、当事者間の話合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求める「説示」、「勧告」といった措置を講じるなどして、被害の救済及び予防に努めています。



### こどもの人権問題について



法務省の人権擁護機関では、「こどもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を配布しています。また、専用相談電話「こどもの人権110番」(フリーダイヤル0120-007-110(全国共通))を設置し、法務局職員や人権擁護委員が子どもからの相談に応じています。さらに、法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)」を開設し、人権相談を受け付けるほか、SNS(LINE)人権相談を実施するなど、様々な手段を用意し、こどもの人権侵害事案の早期発見に努めています。

こどもの人権SOSミニレター(小学生用)

### インターネット上の人権侵害情報への対応について

全国の法務局では、インターネット上の人権侵害情報に関する人権相談に応じており、相談の中で、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、被害者の意向に応じて、人権侵犯事件として立件し、調査を行っています。そして、調査の結果、人権侵犯の事実が認められる場合には、法務省の人権擁護機関からプロバイダ等に対して、その情報の削除を要請したりするなどの措置を講じています。

#### 相談窓口案内

- 英語
- 中国語
- 韓国語
- フィリピン語
- ポルトガル語
- ベトナム語
- ネパール語
- スペイン語
- インドネシア語
- タイ語

- みんなの人権110番 **0570-003-110** (全国共通)  
ゼロゼロみんなのひやくとおぼん
- こどもの人権110番 **0120-007-110** (全国共通・無料)  
ぜろぜろなのひやくとおぼん
- 女性の人権ホットライン **0570-070-810** (全国共通)  
ゼロナゼロのハートライン
- 外国語人権相談ダイヤル **0570-090-911** (全国共通)

SNS(LINE)人権相談

アカウント名: SNS人権相談  
検索ID: @snsjinkensoudan

パソコン スマートフォン 携帯電話

インターネット人権相談 検索  
<https://www.jinken.go.jp>



## 人権啓発

法務省の人権擁護機関では、お互いの人権を尊重し合うことの大切さを伝えるために、シンポジウム等の開催、人権教室や各種研修の実施、インターネットを活用した啓発資料の公表や広告の配信等、様々な人権啓発活動を行っています。

### 1 啓発活動重点目標「『誰か』のこと じゃない。」

我が国では、子どもや女性に関する人権問題、部落差別(同和問題)、インターネット上の人権侵害など、様々な人権問題が存在しますが、これらは決して、自分以外の「誰か」のこと、自分には関係のないことではありません。法務省の人権擁護機関では、これらの人権問題を自分のこととして捉え、お互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、「『誰か』のこと じゃない。」を啓発活動における重点目標に掲げ、様々な人権啓発活動を展開しています。

### 2 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権についての作文に取り組むことを通じて、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうこと等を目的として、昭和56年度から、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。



人権教室

ポスター  
「令和5年度啓発活動重点目標」



第41回全国中学生人権作文  
コンテスト入賞作文集



## 人権擁護委員とは

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアの方々であり、現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で、人権の大切さを広めたり、人権を擁護していくことが望ましいという考えから昭和23年に創設されたものです。人権擁護委員は、法務局・地方法務局の職員とともに、互いにその長所を生かし、人権相談や人権啓発活動等に取り組んでいます。

## Column

### 「ヘイトスピーチ」って？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

多様性が尊重され、不当な差別や偏見のない成熟した共生社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。





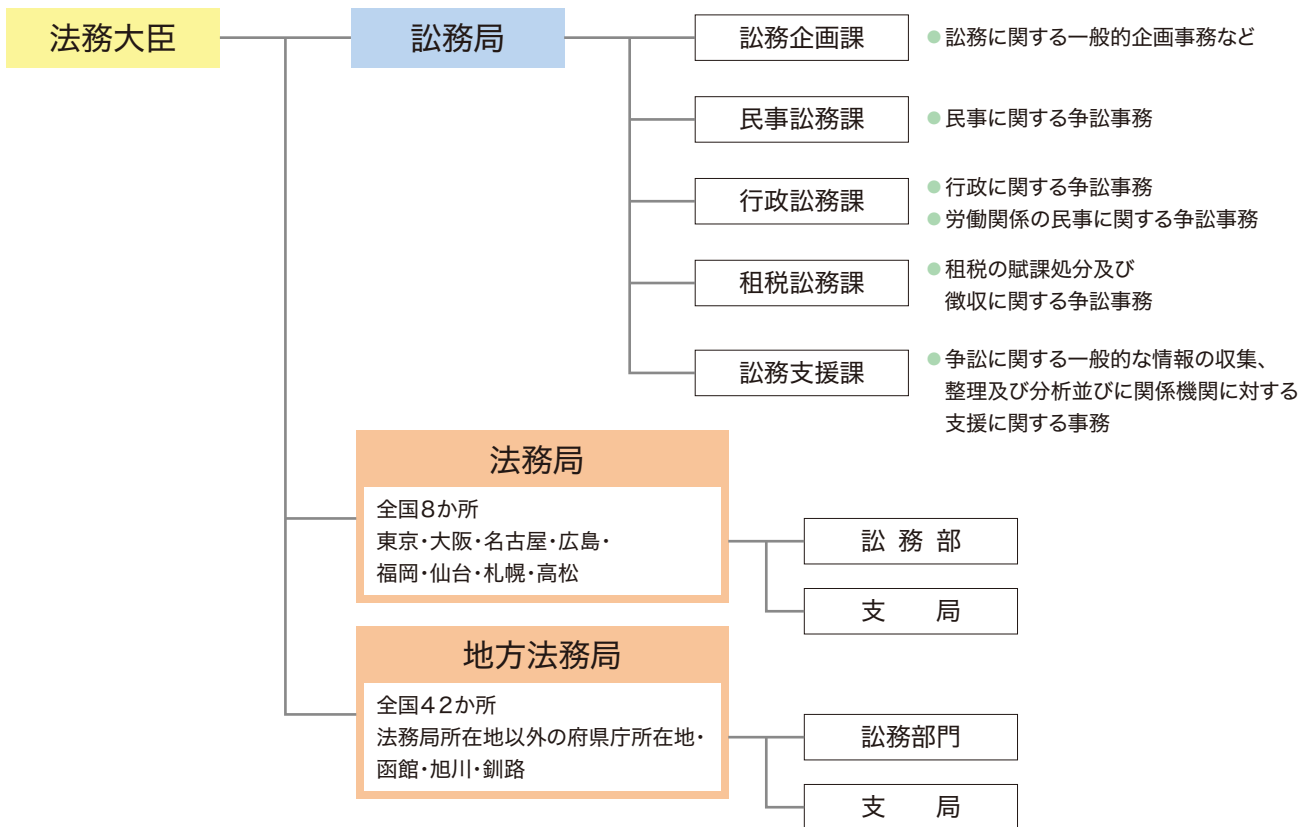
# 訟務局

## Mission

訟務局は、国の訴訟などの統一かつ適正な処理を目的として、国を当事者とする国家賠償訴訟、行政訴訟などの訴訟事務や、行政機関の求めに応じ、法的紛争に発展するおそれのある案件について法的な助言を行う「予防司法支援」事務を行っています。地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人を当事者とする訴訟のうち、国の利害に関係があると認められるものも、求めに応じて追行しています。

### 訟務の組織

法務大臣を頂点として、法務省に置かれている訟務局と、地方実施機関としての法務局・地方法務局によって構成されています。



※法務局・地方法務局は、その管轄区域内の裁判所が取り扱い、又は取り扱うべき事件の処理を担当するものとされています。

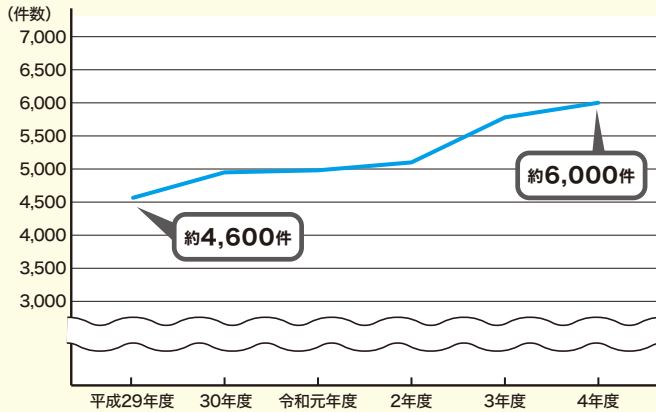
### 訴訟追行

国を当事者とする訴訟には、国に対して損害賠償を求める国家賠償訴訟や行政処分の取消しなどを求める行政訴訟などがあります。

これらの訴訟の中でも、その結果次第で国の政治、行政、経済等に重大な影響を及ぼすような「重要大型事件」の割合が増加し、近年も高水準で推移しています。

法務省は、司法の一翼を担う者として、これらの訴訟について国の立場から統一かつ適正な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な紛争解決の実現に寄与しています。これによって、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和が図られ、ひいては「法律による行政の原理」が確保されることが期待されます。

## 重要大型事件の係属件数の推移



## 〈係属中の主な訴訟〉

- アスベスト訴訟
- 基地関係訴訟
- 水俣病関係訴訟
- C型肝炎訴訟
- B型肝炎訴訟
- 原子力関係訴訟
- 福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟
- 諫早湾干拓関係訴訟
- マイナンバー訴訟
- 安保法制関係国家賠償請求訴訟

## 予防司法支援制度

訟務局では、政府部内の法律専門家として、各行政機関が抱える法律問題について、各行政機関からの照会に応じて、これまでの訴訟対応等によって得た知見を提供するなどして法的な助言を行う「予防司法支援制度」を実施しています。

これは、訟務局が、行政機関が行おうとする施策や処分等が適正かどうかを事前に法的観点からチェックすることで、国の施策や処分等によって、国民の生命・身体・財産等が侵害されたり、裁判等の法的紛争に巻き込まれたりすることを未然に防ぐなど、「法律による行政」を実現し、国民の権利・利益の保護に寄与することを目的としています。

## 国際訟務

政治、経済を始め様々な分野でグローバル化が進展する中、我が国が他国の裁判所や国際機関における法的紛争の当事者となることも多くなると予想されます。訟務局では、これまで国内外の訴訟の場において長年にわたって培ってきた法解釈や主張立証等の知見・ノウハウを活用して、外務省を始めとする関係府省庁等と連携し、そうした法的紛争を避け、あるいは法的紛争に適切に対応するための支援を行っています。

## Topics トピックス

### 訟務局ホームページ

訟務局では、法務省ホームページ上において、国に関する訴訟の情報を掲載しており、係属中の主な訴訟の概要や主な判決等を公開しています。

#### 係属中の主な訴訟の概要

[https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01\\_00024.html](https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html)



#### 主な判決一覧

[https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01\\_00023.html](https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html)



#### 訟務重要判例集データベース

訟務月報(法務省訟務局が作成している判例情報誌)に掲載されている裁判例を検索・閲覧できるシステム  
[https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01\\_00041.html](https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00041.html)





# 出入国在留管理庁

## Mission

出入国在留管理庁は、「出入国管理及び難民認定法」(入管法)に基づき、我が国に入国又は我が国から出国する全ての人の出入国と我が国に在留する外国人の公正な在留管理を図るとともに、難民等の認定手続、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行っています。

### 円滑かつ厳格な出入国審査

#### ■全ての人の出入国の公正な管理

外国人がどのような目的で日本を訪れ、どのくらい滞在するのか、それが日本人の生活をおびやかすことがないのかなどを日本の法令に基づいて判断し、日本に滞在することができるかが決められます。これを行う出入国管理の仕事は、人の交流が活発になればなるほど一層重要になります。

正当な目的をもって来日しようとする人がスムーズに入国し安心して生活できるようにするとともに、日本での滞在を認めてはならないような外国人から日本国民の生命・安全や産業・国民生活上の利益を守ることもまた、入管の仕事です。

#### ■出入国手続の円滑化(バイオカート・顔認証ゲート・自動化ゲート)

出入国在留管理庁では、出入国手続の円滑化を図るため、上陸審査場における外国人からの個人識別情報取得の迅速化を図るべく、上陸審査の待ち時間に指紋及び顔写真の提供を受けるための機器、通称「バイオカート」を20の空海港で運用しています。

さらに、顔認証技術を活用した顔認証ゲートを用いて日本人の出帰国手続を行うことで、より多くの入国審査官を外国人の審査に充て、審査の厳格さを維持しつつ更なる円滑化を図っています。

また、日本人と一定の要件を満たす外国人は、事前に利用者登録を行うことで、自動化ゲート(指紋認証ゲート)の利用によってもスムーズに出入国の手続を行うことができます。



バイオカート

顔認証ゲート

### 外国人の適正かつ円滑な受入れ

#### ■外国人の在留の管理

日本に在留する外国人は、上陸の時に決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由に安心して活動することができます。その在留資格を変更したい、在留期間を超えて在留したいなどというときは日本の法令に基づいて入管で許可を受けなければなりません。

我が国は、このように在留資格や在留期間により、外国人の日本における活動と滞在を認めると同時に、これらの審査を通じて日本国民の利益や治安が害されることがないように配慮しつつ、外国人の在留の適正な管理に努めています。

#### ■オンラインによる在留手続

インターネットを利用したオンラインによる在留手続は、これまで一定の要件を満たす所属機関の職員の方や所属機関から依頼を受けた弁護士及び行政書士の方等に限定されていましたが、令和4年3月からは、マイナンバーカードの個人認証機能等を活用することで外国人本人などによる申請が可能となりました(事前にオンライン上での利用者情報登録や郵送等による利用申出を行う必要があります。)

また、「日本人の配偶者等」などの在留資格がオンライン申請の対象に追加されたことによって、永住許可申請などを除く多くの手続がオンライン申請の対象となっています。



オンラインによる在留手続のPRキャラクター「らすっぴ」

## 安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在対策等の推進

我が国に在留する外国人の中には、不法入国や不法上陸した人、在留期間を経過して不法残留をしたり資格外活動を行っている人、あるいは一定の刑罰に処せられた人など、我が国の社会にとって好ましくないと認められる人たちがいます。

出入国在留管理庁では、これらの人々に対し、違反調査、違反審査及び口頭審理等を通じ、事実関係のほか、外国人の情状をくみ取るための手続を慎重に行い、退去強制事由に該当するか否かの決定を行い、その結果、国外に退去強制することが決まった人を送還するまでの一連の手続を行っています。

なお、我が国では入管法に定める退去強制事由に該当した外国人の全てが国外に退去されるのではなく、日本での生活歴、家族状況等が考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります。

## 難民等の適正な保護

我が国は、昭和56年に「難民の地位に関する条約(難民条約)」に加入し、難民認定制度を設けています。

難民とは、「人種、宗教、国籍、若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」をいいます。

日本にいる外国人から難民認定の申請があった場合には、難民であるか否かが審査され、難民として認定されると、その外国人は、「難民旅行証明書」の交付を受けることができるなど、難民条約に定められている保護が与えられることとなります。

また、我が国では、第三国定住による難民の受入れを行っており、出入国在留管理庁は主に受け入れる難民の選考手続を担当しています。令和元年に第三国定住による難民の受入対象や人数などを拡大する決定がなされたところ、当庁としては、これら政府方針を踏まえ、関係機関と連携しつつ、引き続き同難民の円滑な受入れに努めることとしています。

## 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

令和4年6月、政府において、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けた令和8年度までを対象期間とする中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしました。詳細は特集記事「外国人との共生社会の実現に向けた施策の推進」をご覧ください。

## 全国に広がる出入国在留管理

入管行政を行うための機構として、法務省の外局である出入国在留管理庁が設けられているほか、地方出入国在留管理局(8か所)、同支局(7か所)、出張所(61か所)及び入国管理センター(2か所)が設けられています。

また、令和2年7月には、「外国人在留支援センター(FRESC)」を開所しました。同センターでは、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、在留資格や法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体職員への研修、情報提供等の支援を行うなど、外国人の在留を支援する拠点を整備しています。



出入国在留管理庁  
マスコットキャラクター「イミグー」



# 公安調査庁

## Mission

公安調査庁は、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（団体規制法）に基づいて、我が国の公共の安全の確保を図ることを任務としています。具体的には、いわゆるオウム真理教に対する観察処分等を実施しているほか、我が国情報コミュニティのコアメンバーとして、経済安全保障、サイバー空間における脅威、国際テロ、北朝鮮・中国・ロシア等の周辺国等の情勢、国内諸団体の動向など、国内外の諸動向に関する情報を収集・分析し、それらの情報（インテリジェンス）を関係機関に提供することで、政府の各種施策に貢献しています。

### 経済安全保障

国際社会において、現在、経済や先端技術をめぐる安全保障上の課題への対応が重要となっています。我が国においても、適正な経済活動や研究活動を装って我が国企業や大学等が保有する技術・データ・製品等の獲得を図る事案等が発生しており、こうした技術等の流出を未然に防止することが重要です。

公安調査庁では、我が国企業や大学等が保有する技術等を標的とした懸念動向に関する情報、懸念国による経済活動を通じた影響力行使に係る情報、外国資本による重要施設周辺等の不動産取得に係る情報などを収集・分析し、政府中枢を始めとする関係機関に提供しています。また、経済団体・企業等への講演や動画・パンフレットの作成・公表などを通じて注意喚起を行っています。



経済安全保障シンポジウム



経済安全保障の確保に向けて2023



サイバー空間における脅威の概況2023

### サイバー関連等の情報収集及び分析

機密情報の窃取、金銭獲得等を狙ったサイバー攻撃が国内外で常態化する中、サイバー空間における悪意ある主体の活動は、国民生活の安全・安心に対する深刻な脅威となっています。なかでも、国家が関与・支援する高度なサイバー攻撃は、特に深刻な脅威として懸念されます。

公安調査庁では、懸念国等が関与・支援するサイバー空間上の活動に関連する調査に取り組んでおり、サイバー攻撃を実行した脅威主体の実態解明や、発生したサイバー攻撃事案の解明等の課題につき情報収集・分析し、関連情報を関係機関に適時適切に提供することで、政府の施策に貢献しています。

### テロの未然防止に向けた取組の強化

公安調査庁は、海外における国際テロ組織の動向に加え、こうしたテロ組織との関係が疑われる国内の不審な人物・組織の有無やその不穏動向等に関する情報の収集・分析を行っています。

また、官民の間で国際テロ情勢や内外情勢に関する情報の共有を図るため、世界のテロ関連情報をまとめた「国際テロリズム要覧」を作成・配布するとともに、経済団体・企業等への講演活動にも取り組んでいます。

### オウム真理教に対する観察処分等

いわゆるオウム真理教（団体）は、現在、「Aleph」（アレフ）、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」を中心に活動を継続しており、今もなお、地下鉄サリン事件等の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫を絶対的帰依の対象とし、同人の影響下にあるなど危険な体質を維持しています。



立入検査の様子

これに対し、公安調査庁は、平成12年から、団体規制法に基づく観察処分（組織や活動の現状に関する報告の徴取及び団体施設に対する立入検査等）を実施しており、その結果について関係地方公共団体の長に提供しています。また、住民の恐怖感・不安感の解消に資するため、地域住民との意見交換会を開催し、団体の現状や立入検査の実施状況等について説明を行っています。

さらに、公安調査庁は、「Aleph」が団体規制法で定められている報告すべき事項の一部を報告せず、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難となっていることから、令和5年1月以降、公安審査委員会に対し、2回にわたり、再発防止処分を請求しました。公安審査委員会は、請求を受け、「Aleph」に対して、再発防止処分を行うことを決定し、「Aleph」は、①当該団体管理下の土地・建物の全部又は一部を使用することが禁止されるとともに、②金品等の贈与を受けることが禁止されています（令和6年1月現在）。

公安調査庁としては、引き続き、団体規制法に基づく調査や規制措置を適正かつ厳格に実施することで、国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に努めてまいります。

オウム真理教  
特集ページ

はこちらをご覧ください。



Topics  
トピックス

公安調査庁ホームページ

公安調査庁のホームページでは、公安調査庁の所管法令、沿革、業務内容に加え、「オウム真理教関連情報」、「最近のテロ等発生状況」、「最近の内外情勢」といった国内外情勢に関する各種情報を発信しているほか、前述の取組に関する各種パンフレットなどについて紹介しています。



公安調査庁  
ホームページ

はこちらをご覧ください。



公表資料

はこちらをご覧ください。



公安調査庁  
公安審査委員会

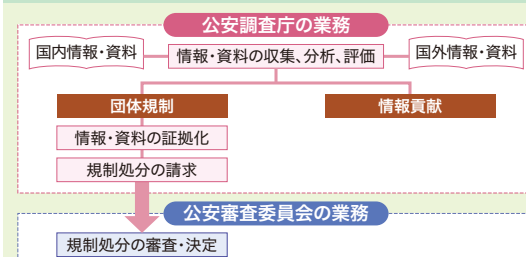


# 公安審査委員会

## Mission

公安審査委員会は、公共の安全の確保に寄与することを目的として、法務省の外局として設置されています。「破壊活動防止法」、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定されている破壊的団体などについて、公安調査庁長官からの規制処分の請求に対し、客観的・中立的立場から適正な審査を行い、処分の要否や規制内容等を決定する行政委員会です。

公安調査庁・公安審査委員会の業務の流れ





# 法務総合研究所

## Mission

法務総合研究所は、①刑事政策全般に関して実証的な調査・研究を行い、我が国の犯罪動向及び犯罪者処遇の実情のほかその時々的重要課題をまとめた「犯罪白書」や、個別の研究成果をまとめた「研究部報告」の公表、②法務省職員(矯正関係職員・出入国在留管理庁職員・公安調査庁職員を除く。)に対する職務年数や専門性に応じた各種研修、③諸外国の刑事司法実務家を対象とした国際研修や犯罪防止及び刑事司法に関する国連の活動への協力、④アジアを中心とした諸外国に対する法制度整備支援(法令の整備、法制度の運用改善、法律実務家の人材育成)の実施等と多岐にわたった業務を行っています。

### 犯罪白書とその英語版の発刊

犯罪白書は、年に1回発刊しており、主に、前年の犯罪動向や犯罪者処遇の実情等の刑事司法全般につき、統計データに基づいて分析・報告するルーティーンパートと、その時々刑事政策上の課題等に応じたテーマについて調査・研究を行う特集パートで構成されています。

最近の特集

- 令和5年版 非行少年と生育環境
- 令和4年版 ①新型コロナウイルス感染症と刑事政策  
②犯罪者・非行少年の生活意識と価値観
- 令和3年版 詐欺事犯者の実態と処遇

犯罪白書は、カラーの図表を豊富に掲載し、読みやすさについて配慮しながら、資料及び紹介内容の充実に努めています。また、国際的な発信のため、英語版も公表しています。

いずれも、法務省ホームページ上で簡単にアクセスできます。



犯罪白書

ホームページ

はこちらをご覧ください。



犯罪白書(英語版)

ホームページ

はこちらをご覧ください。



### 国際協力の推進

法務省では、開発途上国等に対し、法の支配の確立による安全・安心な社会の実現を支援する国際協力を行っています。法の支配による良い統治(グッド・ガバナンス)の普及・確立は、それらの国々の健全な発展や地域の安定に資するだけでなく、国際組織犯罪の防止、経済活動の促進等につながり、ひいては我が国の国益にも資する重要な国際貢献です。

国連との協定に基づき国際連合研修協力部が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)では、昭和37年以来、世界の開発途上国等の刑事司法に携わる実務家を対象として犯罪対策や犯罪者の処遇に関する研修等を実施しています。研修卒業生の多くは、それぞれの国・地域において司法分野における指導的な役割を担って活躍しており、そのネットワークは、我が国と世界の刑事司法関係者との良好な関係の礎となっています。

また、国際協力部(ICD)は、政府の方針に基づき、独立行政法人国際協力機構(JICA)、学界等と協力し、アジア諸国を中心として法制度整備支援(法令の整備、法制度の運用改善、法律実務家の人材育成)を行っており、法の支配の確立とビジネス環境の整備に貢献しています。

UNAFEI

ホームページ

はこちらをご覧ください。



ICD

ホームページ

はこちらをご覧ください。







## 資格試験

### 司法試験

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になるようとする者に必要な学識とその応用能力の有無を判定する国家試験であり、現行の司法試験は平成18年から実施されています。

令和4年まで、司法試験を受験するためには、法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格が必要でしたが、令和5年の司法試験からは、法科大学院課程に在学中の者についても一定の要件を満たした場合には、司法試験の受験が認められることになりました(在学中受験資格)。

なお、司法試験には、受験期間が定められており、それぞれ受験資格を得た日後の最初の4月1日から5年が経過するまでの期間(ただし、在学中受験資格については、同資格で最初に受験した日の属する年の4月1日から同法科大学院課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から5年を経過するまでの期間のいずれか短い期

間)、受験することができます。

試験は短答式(択一式を含む。)及び論文式による筆記の方法によって行われ、受験者全員が同時期に両方の試験を受験することとなります。

合格後は最高裁判所の司法研修所における修習の後、裁判官、検察官、弁護士として法曹の各分野で活躍することとなります(修習についての詳細は、最高裁判所人事局任用課にお問い合わせください。)

#### ■司法試験の結果

	受験者数	合格者数	合格者平均年齢	対受験者合格率
令和元年	4,466	1,502(366)	28.9	33.63%
令和2年	3,703	1,450(367)	28.4	39.16%
令和3年	3,424	1,421(395)	28.3	41.50%
令和4年	3,082	1,403(389)	28.3	45.52%
令和5年	3,928	1,781(524)	26.6	45.34%

注) ( )内は、女性合格者を示す内数である。

### 司法試験予備試験

司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式(択一式を含む。)及び論文式による筆記並びに口述の方法により行われます。受験資格等の制限はありません。

#### ■司法試験予備試験の結果

	受験者数	合格者数
令和元年	11,780	476(85)
令和2年	10,608	442(75)
令和3年	11,717	467(102)
令和4年	13,004	472(73)
令和5年	13,372	479(79)

注) ( )内は、女性合格者を示す内数である。

#### ◆司法試験と司法試験予備試験についての問合せ先:司法試験委員会

住所:〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内 電話:03-3580-4111(代表)

### 司法書士試験、土地家屋調査士試験

司法書士は、登記・供託などの手続についての代理業務などを行うほか、法務大臣の認定を受けることにより、簡易裁判所における訴訟代理業務等を行うことができます。また、土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記について必要な土地・建物に関する調査、測量、申請手続などの業務を行います。

司法書士試験及び土地家屋調査士試験は、それぞれ、司法書士・土地家屋調査士になるようとする者に必要な能

力の有無を判定する国家試験で、法務大臣が行います。いずれも、試験は筆記及び口述の方法により行われ、口述試験は筆記試験に合格した者について行われます。最終合格者は、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿への登録を受けて、司法書士又は土地家屋調査士になることができます。

#### ◆問合せ先:民事局民事第二課

#### ■司法書士試験の結果

	受験者数	合格者数
令和元年度	13,683	601
令和2年度	11,494	595
令和3年度	11,925	613
令和4年度	12,727	660
令和5年度	13,372	695

#### ■土地家屋調査士試験の結果

	受験者数	合格者数
令和元年度	4,198	406
令和2年度	3,785	392
令和3年度	3,859	404
令和4年度	4,404	424
令和5年度	4,429	428

## 採用試験

法務省では、国家公務員総合職試験、一般職試験、法務省専門職員(人間科学)採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験の合格者の中から職員を採用しています。

### 総合職試験(院卒者試験、大卒程度試験)

#### ◆問合せ先:【法務省本省】

法務省大臣官房人事課

【出入国在留管理庁】

出入国在留管理庁総務課

【公安調査庁】公安調査庁総務部人事課

行政、法務、政治・国際・人文、法律、経済、工学、教養区分等からの採用者は、主に本省各局部課に配属され、施策の企画及び立案等に携わります。

人間科学区分からの採用者は、主に地方機関に配属され、その専門知識を生かして業務を遂行します。

### 一般職試験(大卒程度試験、高卒者試験)

#### ◆問合せ先:【電気等、機械、建築】

大臣官房施設課庶務係

【行政区分】

採用を予定している各地方機関

大臣官房施設課採用(電気等、機械、建築)を除き、主に行政区分の合格者から、原則として本省以外の各地方機関に採用されます。

### 法務省専門職員(人間科学)採用試験

#### 矯正心理専門職区分

#### ◆問合せ先:各矯正管区職員課

矯正心理専門職は、少年鑑別所や刑事施設、少年院等に勤務し、心理学の専門的な知識・技術等を生かし、専門職員(法務技官(心理))として、非行のあった少年等について、面接や心理検査等を通じてその原因を分析し、処遇指針を提示するほか、刑事施設や少年院の処遇プログラムの実施などに携わっています。

#### 法務教官区分

#### ◆問合せ先:各矯正管区職員課

法務教官は、主に少年院や少年鑑別所に勤務し、幅広い視野と専門的な知識をもって、少年たちの個性や能力を伸ばし、円滑な社会復帰を図るため、生活指導、教科指導といった専門的な教育(矯正教育)や観護処遇等を行っているほか、刑務所において就労支援指導や教科指導等に携わっています。

### 刑務官採用試験

#### ◆問合せ先:各矯正管区職員課

刑務官は、原則として刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務します。

刑務所及び少年刑務所では、受刑者への指導を通じて、その改善更生及び円滑な社会復帰を実現するよう、様々な処遇を行っています。

拘置所では、主として勾留中の被疑者、被告人を収容し、これらの者の逃走や証拠の隠滅を防止するとともに、公平な裁判を受けられるように配慮しています。



#### 保護観察官区分

#### ◆問合せ先:各地方更生保護委員会事務局総務課

保護観察官は、保護観察所や地方更生保護委員会に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の専門的な知識に基づき、犯罪をした人や非行のある少年に対する面接や専門的な処遇プログラム実施等の指導、就労支援等の援助を行うなどして、社会内における再犯防止と社会復帰支援を担っています。

### 入国警備官採用試験

#### ◆問合せ先:各入国管理センター総務課

各地方出入国在留管理局総務課

(東京出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局は職員課)

入国警備官は、入国管理センター又は地方出入国在留管理局・同支局・同出張所に配置され、不法入国者、不法残留者などの摘発や違反事件の調査、被収容者の処遇、送還などに関する業務に従事します。



# 法務省赤れんが棟の歴史

明治の官庁集中計画の唯一の生き残り



法務省赤れんが棟は、ドイツ人建築家ベックマンとエンデ両氏の設計にかかると、7年余りの歳月を費やして明治28年12月、司法省として竣工されたものです。その後、戦災により、れんが壁を残し、屋根、床などを焼失したため、昭和23年から同25年にかけて復旧工事を行い、屋根などの形状や材質が一部変更されていましたが、平成3年から行った改修工事では明治28年の創建当時の姿に復原され、平成6年12月27日には国の重要文化財に指定（外観のみ）されました。

赤れんが棟と中央合同庁舎第6号館A棟



創建当時の赤れんが棟



建築技術



ドイツ人建築家  
左)ベックマン 右)エンデ

## 法務史料展示室・メッセージギャラリー

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、明治の雰囲気や今に伝える法務省赤れんが棟の中の復原室（旧司法大臣官舎大食堂）とそれに続くれんが壁の残る部屋などからなり、ここには「司法の近代化」と「建築の近代化」に関する史料を展示しています。

また、国民のみなさまに司法制度、法務行政等への理解を深めていただくため、重要な広報テーマについての展示を行っており、現在、裁判員制度や日本司法支援センター（法テラス）に関する資料などを展示しています。

司法職務定制



## 司法の近代化

我が国が明治の初めから近代国家への脱皮を急務とする中で、最も急がれた司法の組織に関する立法や刑事法など明治前期の基本法典の編さん事業における司法省の活動と、いわゆるお雇い外国人の貢献に関する史料を紹介し、併せて、明治の著名な事件史料、法務行政の歴史資料などを展示しています。



法務史料展示室



フランス人法律家  
ボアソナードと  
旧日本刑法草案



旧司法大臣官舎大食堂

明治政府によって策定された官庁集中計画の一環として建てられた建物のうち残存する唯一のものであり、我が国の建築の近代化を象徴する文化遺産となっている赤れんが棟の創設に関する史料、赤れんが棟に使われた建築技術の史料、赤れんが棟の改修・復原事業に関する史料などを展示しています。

### 【見学のご案内】法務史料展示室

所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省赤れんが棟3階	予約の ご案内	10人以上の団体で見学を希望される ときは、電話・メールで予約をしてくだ さい。予約は3か月前から受け付けてい ます。
交通のご案内	裏表紙アクセス参照		
公開日	月曜日から金曜日まで (土曜日、日曜日、祝日等はお休み/入場無料)	連絡先	直通電話番号: 03-3592-7911 Eメール: renga1@i.moj.go.jp
公開時間	午前10時から午後6時まで (入室は午後5時30分まで) 第3金曜日は午前10時から午後4時まで (入室は午後3時30分まで)		

### 法務省ホームページ「法務史料展示室・メッセージギャラリー」

はこちらをご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/housei/tosho-tenji/housei06\\_00004.html](https://www.moj.go.jp/housei/tosho-tenji/housei06_00004.html)



## 学校の学習活動で見学してみよう

法務省では、法務省の役割について理解を深めていただくために、学校の先生や児童・生徒のみならず、みなさまからのご希望により法務省の見学を受け付けています。法務省の見学では、職員による法務省の仕事の説明や質疑応答、赤れんが棟の法務史料展示室・メッセージギャラリーの見学などを行っています。

### 見学の申込

はこちらをご覧ください。



法務省の

# 主な記念日、 週間・月間行事

2024.4  
2025.3



第73回「社会を明るくする運動」『キックオフイベント』

## ● “社会を明るくする運動”強調月間

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。強調月間である7月を中心に1年を通じて、広く周知し、理解を深めてもらうための取組を実施しています。

人権擁護委員ポスター



## ● 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。人権擁護委員は、「あなたの街の相談パートナー」として、地域のみなさんからの人権に関する相談に応じています。

## ● 法テラスの日

日本司法支援センター(通称:法テラス)では、法人設立日である4月10日を「法テラスの日」とし、その前後に、全国各地で無料法律相談会などを実施しています。

## ● 再犯防止啓発月間

「再犯防止推進法」では、7月を再犯防止啓発月間とし、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、ふだんの生活では触れる機会の少ない「再犯防止」というテーマについて、身近に感じ、関心を持ってもらえるよう、PRイベントや情報発信を積極的に行っています。

## ● 全国一斉

### 「子どもの人権相談」強化週間

法務省の人権擁護機関は、子どもたちの人権を守るための各種相談活動の強化を目的として、学校の夏休み明け前後の期間に「全国一斉『子どもの人権相談』強化週間」を実施し、期間中については、受付時間の延長や土日の相談に対応しています。



全国一斉  
「子どもの人権相談」  
強化週間ポスター

## ● 子ども霞が関見学デー

法務省の業務への理解を深めてもらうことを目的として、夏休みの期間中に小・中学生向けのイベントを開催しています。

9月

8月

- 子ども霞が関見学デー
- 全国一斉「子どもの人権相談」強化週間

7月

- “社会を明るくする運動”強調月間
- 更生保護の日(7月1日)
- 再犯防止啓発月間

6月

- 人権擁護委員の日(6月1日)
- 共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間

5月

- 憲法週間(5月1日～7日)

## ● 憲法週間

5月3日の憲法記念日を中心に1日から7日までの1週間を「憲法週間」として、憲法の精神や司法機能などの普及徹底を図るための行事を全国各地で行っています。

## ● 共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間

日本人と外国人がともに安全に安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、適正な外国人雇用の推進について理解と協力を求めるため、不法就労防止対策のほか、外国人労働者を受け入れるに当たっての留意点等の啓発活動を行っています。

2024

4月

- 法テラスの日(4月10日)

## ● ライフ・イン・ハーモニー推進月間(英語名:LIFE IN HARMONY PROMOTION MONTH)

外国人との共生社会の実現に向けて、共生社会への関心や理解を深めることを目的に、令和6年から、毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と決めました。初回となる令和6年は、中心となるイベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を1月21日に東京お台場の東京国際交流館で開催するなど、各種広報・啓発活動を重点的に展開しています。

## ● 人権週間

国連は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等に人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。我が国では、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的な人権啓発活動を展開しています。



第75回人権週間ポスター

2025

1月

- ライフ・イン・ハーモニー推進月間(英語名:LIFE IN HARMONY PROMOTION MONTH)
- オール・トゥギャザー・フェスティバル(英語名:ALL TOGETHER FESTIVAL)

3月

2月

12月

- ADR週間(12月1日~7日)
- 人権週間(12月4日~10日)
- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日~16日)

## ● ADR週間

「ADR(裁判外紛争解決手続)」とは、調停やあっせんなど、裁判によることなく、民事上のトラブルを公正中立な第三者が関与して話し合いによる柔軟な解決を目指す手続です。また、ADRをオンラインで行うことを「ODR」と言います。

法務省では、ADR・ODRを国民の皆さんの身近な紛争解決手段とするため、12月1日を「ADRの日」、12月1日からの1週間を「ADR週間」と定め、様々な広報活動を展開していきます。

11月

- 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

10月

- 法の日週間(10月1日~7日)・法の日フェスタ in 赤れんが(10月第一土曜日)
- 公証週間(10月1日~7日)

## ● 公証週間

公証制度は、金銭の消費貸借や不動産の売買、賃貸借など重要な契約をしたり、遺言を作成したりするときに、法務大臣が任命した公証人が、法的に極めて強力な証拠力が認められる「公正証書」を作成することによって、後日のトラブルを未然に防ぐための制度です。日本公証人連合会では、法務省の後援の下に、10月1日からの1週間を「公証週間」と定め、公証制度の普及に努めています。

## ● 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。同週間中、イベントの開催や各種メディアによる周知・広報などの様々な活動が行われています。

## ● 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

法務省の人権擁護機関は、女性の人権を守るための各種相談活動の強化を目的として、内閣府の実施する「女性に対する暴力をなくす運動」の時期に合わせ、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を実施し、期間中については、受付時間の延長や土日の相談に対応しています。

## ● 法の日週間・法の日フェスタ in 赤れんが

法の日(10月1日)は、法を尊重し、法によって基本的人権を擁護し、社会秩序を確立する精神の高揚を図ることを目的として制定されました。10月1日からの1週間が「法の日」週間とされ、講演会、無料相談会などの行事を全国各地で行っています。

また、法務省では、「法の日フェスタ in 赤れんが」を開催し、法務省を開放して様々なプログラムを行っています。



法の日フェスタちらし



きっずるーむ



このページでは、  
小学生や中学生のみなさんに  
法務省のことを  
わかりやすく説明しています。



## 法務省ってどんなところ？

法務省は、安全で安心な明るい社会をつくるために必要な仕事をしています。

例えば、みなさんが安心して暮らせるように基本的な法律（ルール）を作っていたり、罪を犯した人が二度と悪いことをしないように刑務所や少年院で教育したり、社会生活をしながら立ち直す手助けをしたりしています。また、いじめなどの人権侵害があったとき、再びいじめが起きないように調査したり、日本人や外国人が出入（帰）国するときに審査するなど、住みやすい社会をつくるために、いろいろな仕事をしています。

法律は、  
すべて、法務省が  
担当しているの？

法務省は、その名前から、日本の法律をすべて担当していると考えている人も多いと思いますが、実際はそうではありません。たとえば、税金に関する法律であれば財務省、学校での教育に関する法律であれば文部科学省といったように、それ

ぞれの省庁が、その省庁の仕事に関する法律を担当しています。

また、いくつかの省庁が一つの法律をいっしょになって担当し、おたがい協力して仕事を進めている場合もあります。

法務省では、「民法」や「刑法」など、社会における基本的なルールを定める法律を数多く担当していて、安全・安心な社会のため、様々な仕事に取り組んでいます。



## 法はなんのためにあるの？

みなさんは「法」ということばを聞いて、どんなことをイメージしますか？なんとなく難しそうな感じがするかもしれませんが、法は、私たちをしあわせにしてくれるものです。

法とは、もともと、私たちひとりひとりが、お互いの個性を認め合い、協力し合いながら生きていくためのルールです。私たちの権利を守り、私たちが守らなければならないルールを明らかにすることによって、だれもが自由に活動することができ、生活をよりゆたかにするものが法です。

法務省ホームページのきっずるーむでは、  
図や写真付きで法務省の仕事について  
くわしく説明しています。







## 「法教育」って何だろう？

法教育とは、「法律やルールって何のためにあるの?」「約束をするってどういうこと?」「みんながそれぞれ、違う考えを持ちながら仲良く暮らすにはどうすればいいの?」といった問題を考えることで、何が良くて何が悪いのかを判断したり、うまくトラブルを解決するなど、社会で生きていくために必要な力を育てる教育です。

法務省では、みんなが楽しく法教育授業に参加できるように本を作ったり、みんなの学校で授業をしたり、いろいろな取組をしています。

右の「ハウリス君」は、みんなの投票で選ばれた法教育マスコットキャラクターで、法教育を広めるためにいつも頑張ってくれています。みんなもハウリス君と一緒に、楽しく学んでみませんか？



ほうきょういく  
法教育マスコットキャラクター  
「ハウリス君」

## ルールについて考えよう！



きっずるーむ

KidsRoom

一人で悩まないで！  
いつでも相談してね！！

学校やSNS、家族のことで悩んでいるけど、誰にも話すことができない…  
法務省では、そんな相談を受け付けています。

### こどもの人権

「いじめ」にあつて学校に行きたくない、家の人にいやなことをされる、部活動で暴言・暴力を受けている、親の宗教のことで悩んでいるなど、先生や親には話しにくいけど、このままではどうしたらいいかわからない、誰も気づいてくれない…

このような悩みがあったら、迷わずに相談してください。「まわりでこんなことで困っている人がいる」という相談でもいいです。

秘密は守ります。



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君  
人KENあゆみちゃん

### 電話で相談する

ぜろぜろなのひゃくとおばん

0120-007-110

すぐに相談  
したいときは

受付時間は、朝8時30分から夕方5時15分まで  
(月曜日から金曜日まで)

### ミニレターで相談する

ミニレターは、5月～7月の間に学校でくばられます。すぐにほしいときやもっとほしくなったときは、0120-007-110(こどもの人権110番)に電話をすれば、ミニレターを送ります(お金はかかりません)。保健室や図書室、地域の図書館に置いている場合もあります。



こどもの人権SOSミニレター(小学生用)

## eメールで相談する



相談窓口はこちら

[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_CH/0101.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html)

※相談の返事には何日かかかります。



## LINEで相談する

公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録してご相談ください。

相談内容を入力する前に「ご相談はこちら」をタップしてください。

検索ID @snsjinkensoudan



おとうさん・おかあさんの  
離婚で悩んでいる  
あなたへ



お母さん・お父さんがけんかばかりしてる…別れるのかな…

今、大変な思いをしているあなた

つらいときは一人でがまんしないで近くの人に話してみましよう。

相談できるところもあるよ。

家族のかたちは変わるかもしれないけれど、

お父さん・お母さん、おじいちゃん・おばあちゃんとあなたとの関係は変わりません。

お母さん・お父さんの離婚(りこん)について

知りたいと思うようなことをまとめてみました。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/top-child.html>





## 中央合同庁舎第6号館

法務省のある中央合同庁舎第6号館A棟は、地上21階地下4階からなる建物で、建物内は、機能的に北側(写真左側)の「法務ゾーン」と南側(写真右側)の「検察ゾーン」に二分されています。また、外壁には、赤れんが棟の色と調和する風格のある赤みを帯びたカナダ産御影石が使用されています。

この建物は、平成2年6月30日に新庁舎として完成しました。

### アクセス



- JR 山手線 京浜東北線 ..... 有楽町駅から徒歩10分
- 地下鉄 東京メトロ有楽町線 ..... 桜田門駅から徒歩1分
- 東京メトロ丸の内線日比谷線 ..... 霞ヶ関駅から徒歩3分
- 東京メトロ千代田線 ..... 霞ヶ関駅から徒歩5分
- 都営三田線 ..... 日比谷駅から徒歩6分

## MOJ 法務省

〒100-8977  
東京都千代田区霞が関1-1-1  
電話 03-3580-4111(代)

### ホームページ

<https://www.moj.go.jp/index.html>



### X アカウント

@MOJ\_HOUMU

[https://twitter.com/MOJ\\_HOUMU](https://twitter.com/MOJ_HOUMU)



### YouTube 法務省公式チャンネル MOJchannel

<https://www.youtube.com/user/MOJchannel>



編集 / 法務省大臣官房秘書課広報室



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。